

兵庫県

ヤングケアラー

若者ケアラー

支援ガイドブック

*Hyogo
Young Carer
Support Guidebook*

2024

兵庫県・兵庫県社会福祉士会

はじめに

「ヤングケアラーの支援って何したらいいの?」「本来業務でも忙しいのに、これ以上は無理!」と思われる方もいるかもしれません。

あれもして、これもして、というのは本当に大変なことです。
日々の業務、お疲れ様です。

そんな中でみなさんにお伝えしたいこと、あれをしてください、これをしてくださいということはもちろんあるのですが、それは何のためなのか、ということをもまずは押さえてもらいたいです。

「それ、うちの仕事じゃないし」で終わらせてしまって良いのかどうか。

日本も批准している「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」には
“子どもの最善の利益”についての記載があります。

子どもにとっても最も良いことは何なのか。
そのために私たちに何ができるのか。

「条約に批准しているから」、「法律があるから」だけではなくて
子どもたちの健やかな成長を願い、私たちにできることをするということは
決してとがめられることではないはずです。

できない理由はたくさんあるかもしれない。
だけど、それで良いのか。

誰のためなのか、何のためなのか
今一度それを念頭に置いて、本ガイドブックにお目通しいただければ幸甚です。

目次

第1章 本ガイドブックの目的及び使い方

1 ガイドブックの対象と目的	5
2 ガイドブックの活用方法	5

第2章 ヤングケアラーとは

1 ヤングケアラーの定義	6
2 ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利条約(抜粋)	7
3 ヤングケアラーが家族のケアをすることによるケアラー本人への影響	8

第3章 ヤングケアラー支援体制の整備

1 支援関係者の全体像	9
2 市町における支援体制の構築にかかる考え方	10
1) 市町こども家庭センター中心モデル	11
2) 生活福祉/障害福祉/高齢福祉中心モデル	11
3) 重層的支援体制整備事業活用モデル	12
3 相談窓口の設置・明確化	12
4 支援を行う機関・部署や役割分担の明確化	13
5 情報共有の留意点	14

第4章 ヤングケアラーを取り巻く社会資源のネットワーク化

1 支援の全体像	15
2 関係機関との連携にあたっての姿勢や工夫	19
3 地域力の向上(地域における支援活動の把握)	19
4 人材育成	20
5 支援団体の育成・支援	20
6 企業の社会貢献活動(啓発、場所提供等)	21

第5章 ヤングケアラーへの支援展開

1 支援の流れ	22
2 各段階の説明	24
1) 気づく-ヤングケアラーの発見-	24
2) 気づきのポイント	24
3) 虐待(疑い)の場合	26
4) ヤングケアラー本人や家族の状況・ニーズの把握 — 他機関との連携 —	27
5) 分析、目標設定、計画立案	28
6) ケース会議の流れ	28

7) 計画立案のポイント.....	29
8) 見守り・進行管理・モニタリング.....	30

第6章 学校におけるヤングケアラーへの支援展開

1 子どもの声を「聞き」、「聴く」ために.....	31
1) ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利条約(抜粋).....	32
2) ヤングケアラーの子どもたちに気づくポイント.....	34
2 学校現場におけるヤングケアラーの支援フロー.....	35

第7章 若者ケアラーへの支援

1 若者ケアラーの特徴.....	38
2 18歳を超えたヤングケアラーへの継続的支援.....	38
3 若者ケアラーと就職.....	38
4 子ども・若者支援地域協議会等の設置.....	39
5 兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口.....	39

第8章 付録

1 各機関の機能と役割.....	40
2 アセスメントシート:ヤングケアラーの早期発見.....	42
3 会議での支援方針の検討:支援検討シート【様式例】.....	43
4 支援計画書:支援会議の結果を関係者間で整理・共有.....	45
5 各市町における相談窓口の連絡先(書き込み式).....	46
6 各市町における地域の民間団体等(書き込み式).....	47
7 ジェノグラムとエコマップの作成方法と使用例.....	48
1) ジェノグラムの書き方.....	48
3) エコマップの書き方.....	49

第9章 支援事例

1 支援拒否家庭への市町職員の関わり-配食支援を活用した関係形成-	50
2 外国籍のひとり親家庭への市町職員の関わり.....	52
3 トリプルケアラーになる可能性のある若者への県相談窓口の関わり.....	54
4 パワーレス状態の若者ケアラーへの継続的な県相談窓口の関わり.....	55

第1章 本ガイドブックの目的及び使い方

1 ガイドブックの対象と目的

このガイドブックは、ヤングケアラーへの支援を行う自治体担当者を主な対象としつつ、学校関係者にも活用いただけることを目指して作成しています。

本書はヤングケアラーや若者ケアラーの支援について、「これが最適」という決まった型（マニュアル）を示すものではなく、ヤングケアラーの置かれている状況や思い、庁内や地域の支援体制整備に向けての方法などをお伝えすることにより、支援の方向性を考える上で役立て、支援者の日々の活動の一助になることを目的としています。そのため、「マニュアル」ではなく、「ガイドブック」という表記にしています。

また、ヤングケアラーの負担軽減はもちろんですが、ヤングケアラーの支援に携わる支援者自身の負担も一極集中ではなく、多機関・多職種が連携して支援を行うことにより、個々の負担を分散させて持続可能な支援を包括的に行っていくことを目指しています。

2 ガイドブックの活用方法

このガイドブックでは、「第2章 ヤングケアラーとは」において、ヤングケアラーのとらえ方や家族のケアがケアラー本人に与える影響などをまとめています。

「第3章 ヤングケアラー支援体制の整備」では、庁内での支援体制を構築する上での考え方や支援体制のパターン（モデル）の紹介、情報共有時の留意点を記載しています。

「第4章 ヤングケアラーを取り巻く社会資源のネットワーク化」では、関係機関との連携にあたっての姿勢や工夫、人材や支援団体の育成についてまとめています。

「第5章 ヤングケアラーへの支援展開」においては、支援の流れに沿って、支援におけるポイントを紹介しています。

特に学校教職員の皆さんにご確認いただきたいのが、「第6章 学校におけるヤングケアラーへの支援展開」ですが、ここは小中学校編と高校編に分けてまとめています。なお、学校関係者向けの内容としていますが、市町担当者にも学校でどのような支援が行われているのかを双方でご確認いただきたく、本書にあわせて掲載しています。こちらもお目通しください。

最後に「第7章 若者ケアラーへの支援」を記載しています。若者ケアラーの特徴や就労支援などについてまとめていますのでご覧ください。なお、若者ケアラーには、ヤングケアラーの経験を継続しているケアラーと、そうではないケアラーが存在しています。

※本文中では、子ども・若者育成支援推進法にかかげる支援対象者として概ね40歳未満のケアラーを総合的に「ヤングケアラー」と記載しています。ただし、18歳を境に支援機関が異なること等を踏まえ、特に区分が必要な場合は、「18歳未満のヤングケアラー」・「若者ケアラー」と記載しています。

第2章 ヤングケアラーとは

1 ヤングケアラーの定義

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。

図表1:ヤングケアラーが行っていることの例



出典:巻末参考文献1(こども家庭庁)



ここでいう「過度」とは？ 誰が決めるのでしょうか。

——毎日のことだから大変。あるいは、毎日やっているから慣れる。

たまにすることだから何とか大丈夫。あるいは、たまにすることだから慣れずに大変——

頻度や時間だけを見て、一概にヤングケアラーだとは言えません。

過度かどうか、しんどいかどうかは、子ども・若者本人に尋ねるしかありません。本人がどう思っているのか、それを尋ねることのできる人は誰なのか。

「それってお手伝いじゃないの？」と思う内容もあるかもしれません。ケアラー自身もそう思っていることもあるでしょう。

一つの判断基準としては、ケアラー本人がその介護や世話をしないと家の中がまわらない状況かどうか。或いは、ケアラー本人がケアを担わなくても本当はまわるのかもしれないけれど、ケアラー自身が「自分がしないと家族が困る」と思っているかどうか。

負担感是人それぞれです。大人の目には「そのぐらい…」と思うようなことも、子どもや若者たちは重く受け止めている可能性があります。予断を全く持たないことは難しいですが、ケアラーの声に耳を傾け、気持ちや希望を受け止めていく必要があります。

2 ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利条約

ヤングケアラーに気づき、支援の必要性を考える際、「児童の権利に関する条約」（以下、「子どもの権利条約」という。）に定められた権利が侵害されていないか、あるいは権利侵害までには至らなくても支援を必要としているのではないかと、といった視点も必要です。

子どもの権利条約では子どもの基本的人権を保障するための条文が明記されています。その中で、子どもたちが持つ基本的な柱として4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）と、4つの一般原則（生命・生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止）が記されています。

図表2:子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い条項

<p>第3条「子どもにもっともよいことを」</p> <p>子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第6条「生きる権利・育つ権利」</p> <p>すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 
<p>第12条「意見を表す権利」</p> <p>子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 	<p>第13条「表現の自由」</p> <p>子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 
<p>第24条「健康・医療への権利」</p> <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第26条「社会保障を受ける権利」</p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 
<p>第27条「生活水準の確保」</p> <p>子どもは、心やかからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どもの暮らしが守れないときは、国も協力します。</p> 	<p>第28条「教育を受ける権利」</p> <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。</p>
<p>第31条「休み、遊ぶ権利」</p> <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。</p> 	<p>第32条「経済的搾取・有害な労働からの保護」</p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やかからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利を持っています。</p>
<p>第36条「あらゆる搾取からの保護」</p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p> 	

※多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル(有限責任監査法人 トーマツ)を参考に作成

3 ヤングケアラーが家族のケアをすることによるケアラー本人への影響

子どもや若者が家族のケアをすること自体は今に始まった話ではなく、ずっと以前からありました。このガイドブックを読んでいる、自分もヤングケアラーだったのではないかと考える方もいるかもしれません。

子どもの年齢などに応じた家族のケアやお手伝いは、子ども自身の責任感や思いやりを育むことにもつながりますし、家事能力は生活力に直結することですので、悪いことばかりではありません。

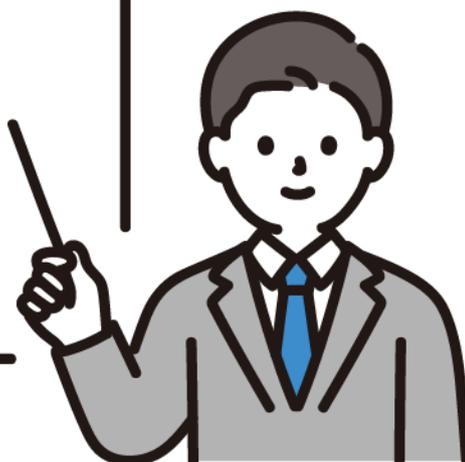


ただし、子どもの年齢や能力に合わない家族のケアというのは、過度の負担となり、学習面での遅れや進学への影響、友人関係の構築が乏しくなったり、ライフステージに応じた経験を得づらくなったりすることもあります。また、家族のケアを優先するあまり、自分の希望を言い出せなかったり、進学を諦めたり、就職先も家族を優先できるような非正規の職に就くということもあります。

そして、その影響は「今」だけに限らず、家族のケアが必要なくなった後も続くことがあります。例えば、家族のケアが自分の役割と思い、懸命に担っていたが、いざケアが必要なくなった際、自分の人生をどのように歩んだらいいのかわからなくなる、ということもあります。これまで自分の趣味などの時間を過ごすことも難しかった場合、自分の時間を楽しんだらいいよ、好きなことをしていいんだよと言われても、今から何を楽しめばいいのか、仕事として何を目標せばいいのかわからない、あるいは色々なことを諦める選択を続けたために新たな希望を見いだせないなど長きに渡り影響が続くこともあります。

家庭内のケアを担っている「今」だけではなく
その影響が未来にも及ぼす可能性がある。
だからこそ、早期発見・早期介入が必要。

そして、ケアラーを発見した際、
いつからケアを担っているのか
という点も確かめておく必要があります。



第3章 ヤングケアラー支援体制の整備

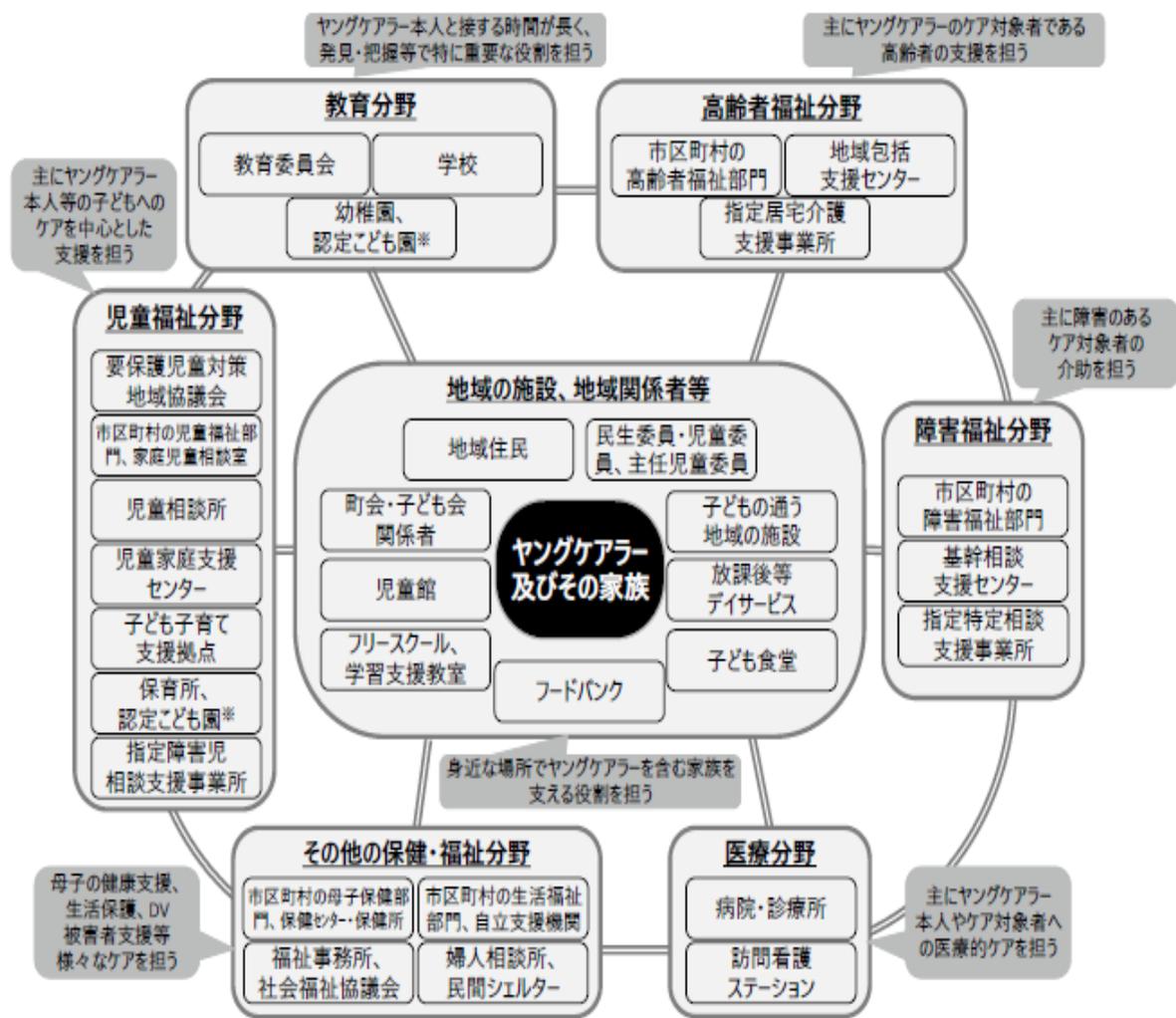
1 支援関係者の全体像

ヤングケアラーや家族が置かれている状況は多岐にわたり、分野の垣根を越えた多機関連携を行い、市民の多様な関係者が協力して支援をすることが重要です。

「ヤングケアラー本人対象の支援者」や「家族対象の支援者」などと立場や役割が異なることから、各支援者のできること(得意分野)・できないこと(支援対象や内容の制限)を相互に理解した上で、各機関の役割を踏まえた連携により課題解決を図っていくことが必要です。

短期的な課題解決が難しい場合には、見守りや寄り添い等の長期・伴走的支援も求められます。

図表3:ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関



*認定こども園は4 類型あり、類型によって関係する分野が異なる

出典:巻末参考文献2(有限責任監査法人 トーマツ)

2 市町における支援体制の構築にかかる考え方

各市町においては、制度や分野が異なる各課・関係機関や地域関係者の情報を集約し、組織横断的に連携して支援できるよう、総合的にコーディネートする機関・部署（以下「中心機関」という）を定める必要があります。

中心機関の考え方として、図表 4 に3パターンを例示しますが、各市町の実情に応じて柔軟に設定してください。

既にヤングケアラーへの支援や取組を進めている部署等を中心機関と定めることにより、効果的な支援が進むことが期待できます。

図表4: 中心機関のパターン

	①市町こども家庭センター中心モデル	②生活福祉 or 障害福祉 or 高齢福祉中心モデル	③重層的支援体制整備事業活用モデル
中心機関	市町こども家庭センター	A 福祉事務所、 自立相談支援機関 B 基幹相談支援センター、 相談支援事業所等 C 地域包括支援センター のいずれか	重層的支援体制整備事業の推進機関 (福祉政策主管課等)
活用するネットワーク・会議体	要保護児童対策地域協議会	A 支援会議 (生活困窮者自立支援法) B 地域自立支援協議会 C 地域ケア会議	<input type="checkbox"/> 支援会議 (社会福祉法) <input type="checkbox"/> 重層的支援会議
当該モデルが推奨される自治体	市町こども家庭センター設置自治体	既にケアラー支援が生活福祉部門 or 障害福祉 or 高齢者福祉を中心に整えている自治体	既に重層的支援体制整備事業を採択しており、多職種連携ネットワークが構築されつつある自治体
会議体の目的・役割	支援対象児童等の適切な保護又は支援を図ることを通し、 ①支援対象児童等を早期に発見し、迅速な支援の開始 ②各関係機関等が課題を共有し、アセスメントを協働・共有 ③ 関係機関間の役割分担等の共通理解を促進	A 支援会議 困窮が疑われる個々の事案の情報共有、地域における必要な支援体制検討の円滑化 B 地域自立支援協議会 個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題の共有、地域のサービス基盤整備の推進 C 地域ケア会議 個別ケースの支援内容の検討、地域づくり、資源開発・政策形成	<input type="checkbox"/> 支援会議 複雑化・複合化した課題を抱える者やその世帯に関する情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を実施 <input type="checkbox"/> 重層的支援会議 関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関し、当該ケースのプラン共有や、プランの適切性を協議

※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

1) 市町こども家庭センター中心モデル

令和6年4月から、母子保健から児童福祉まで一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町の努力義務となりました。市町こども家庭センターでは要保護児童対策地域協議会（要対協）の事務局を担うと見込まれることから、ヤングケアラーを必要に応じて要対協における「要支援児童」に位置づけ、支援を展開することが可能です。

図表5:市町こども家庭センター中心モデルのメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ■既存の子ども家庭支援のネットワークや個人情報保護の仕組みを活用できる。 (個別ケース検討会議や実務者会議等によりヤングケアラーについても対応可) ■児童福祉、保健医療、教育等との関係性が既にあり連携がスムーズ。 ■ヤングケアラーの中には虐待や虐待に近いケースがあるため、市町こども家庭センターに情報集約することで、緊急案件にも早期介入が可能になる。 ■子ども本人の状況把握の経験が豊富。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ■既存の仕組みでは、基本的には18歳未満の子どもが対象。 ■保護者の中には警戒心を持つ等でアプローチが難しい場合がある。
効果的に機能させるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ■対象者が18歳以上になった場合や新たに支援ニーズが生じた若者ケアラーについて、別途の支援体制に引き継ぐなどして適切に対応できるようにする。 ■家事援助サービスや訪問看護、民間支援団体といった児童福祉に限定されない多様な機関との連携やサービス提供を支援の念頭におく。 ■ケアを受ける家族側の状況やニーズは、家庭の状況を詳細に把握している福祉サービス提供者(居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、社会福祉協議会等)と情報共有を密に行い、一体的に動く。

※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

2) 生活福祉/障害福祉/高齢福祉中心モデル

ケアラー支援の一環として、福祉事務所、自立相談支援機関、地域包括支援センター等がヤングケアラーへの相談支援等を既に進めている自治体の場合は、生活福祉/障害福祉/高齢福祉等を中心機関とすることもできます。いずれも既存の枠組みを活かした支援体制を展開することが可能です。

図表6:生活福祉/障害福祉/高齢福祉中心モデルのメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ■年齢によらずケアラー支援の一環として若者ケアラーまで含めた支援が可能。 ■ケアを受ける側の家族に福祉サービスの提供を通じてアクセスしやすい。 ■既に家族側とサービス提供を通じ関係性ができている可能性があり、家庭の理解を得やすい。 ■社会福祉協議会や地域の支援団体等との既存のネットワークが活用しやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ■教育分野との関係性がやや希薄である。
効果的に機能させるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ■既存のネットワークを活用しつつ、意識的に児童福祉分野や教育分野との関係性を構築する。 ■各会議体での検討、若しくは部会を設置する等して対応する。 ■適切にケースの進行管理を行う。

※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

3) 重層的支援体制整備事業活用モデル

地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、市町において一体的に相談支援を行う重層的支援体制整備事業を任意に実施できるようになりました。

重層的支援体制整備事業では、複合化する課題や制度のはざまの課題に対応するため、高齢、障害、疾病、生活困窮、ひとり親家庭といった家庭の状況に応じ、適切なサービスにつなげられるよう会議等を通じて必要な助言や指導を行います。ヤングケアラーもその支援対象に含まれ、同じ枠組みで支援を行うことが可能です。

図表7:重層的支援体制整備事業活用モデルのメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ■既に構築された多機関連携ネットワークを活用し各分野にまたがる横断的な支援ができ、ヤングケアラー支援の理念としては適合性が高い。 ■会議体の参加者は地域資源も含み、事案に応じ多様に変更可。 ■地域の当事者団体、学習支援や子供食堂等の関係機関との連携もしやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ■重層的支援体制自体が既にある程度構築されていることが前提となる。 (令和3年度に創設された制度(任意事業)であり、令和5年度の県内実施実績は6市に留まる)
効果的に機能させるポイント	<ul style="list-style-type: none"> ■重層的支援体制整備事業の実施にあたり、ヤングケアラー支援を想定したネットワークづくりを検討することが必要。 ■適切にケースの進行管理を行う。

※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

3 相談窓口の設置・明確化

ヤングケアラーやその家族、関係機関からの相談や情報を集約するために、まずは市町においてヤングケアラー向けの相談窓口の看板を掲げることが効果的です。相談先を分かりやすくするため、専用の相談窓口を設置するほか、既存の相談窓口でもヤングケアラーの相談を受けることを対外的に公表する方法もあります。

なお、必ずしも中心機関のみを相談窓口とする必要はありません。どの機関や部署が相談窓口となり、連携していくかを庁内で共有しておくことが重要です。

図表8:相談窓口の設置例

窓口を一本化する方法	<ul style="list-style-type: none"> ■専門相談窓口を設置 ■市町こども家庭センターで一元的に対応 ■重層的支援体制整備事業等による総合相談窓口を活用
多様な相談窓口で対応する方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ヤングケアラーのケア対象者等に応じて、既存の児童・福祉・障害などの分野別の相談窓口でそれぞれ対応 ■18歳以上の若者ケアラーについては青少年支援や地域福祉担当で対応

※多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル(有限責任監査法人 トーマツ)を参考に作成

4 支援を行う機関・部署や役割分担の明確化

支援関係者が多いほど、様々な専門性・考え・状況が影響し、全体の方針がぶれてしまう可能性や情報共有が難しくなる場合もあります。そのため、適宜、連絡調整や個別ケース会議を行うなど、情報共有の場を設けることが大切です。

その際、中心機関が総合的なコーディネートを行い、連携していく上で支援主体の押し付け合いにならないようにすることが大切です。

そのため、関係機関ができることや機能を把握した上で、あらかじめ役割分担を明確にし、情報共有の方法を決めておくとスムーズです。



ケアラー本人や世帯の状況は多様であり、個別性の高い支援が求められます。しかし、だからと言ってヤングケアラー専門の担当課を設置が必ずしも良い支援につながるというわけではありません。多様な部署が少しずつ関わることで支援は可能です。「〇〇に任せておけばいい」ではなく、自分の部署もかかわるし、他の部署もかかわる。それによってケアラーの支援者を増やすことにもつながります。

それぞれの機関には制度の壁があり、支援の狭間が生じてしまうこともあります。そうした際には、困っているヤングケアラーや家族を中心に捉え、多機関が必要に応じて“重なり”や“のりしろ”を作りながら、伴走的な支援を行う意識が欠かせません。

そのためには、日頃から顔の見える関係性を構築し、各機関の役割や支援対象を共有した上で、“押し付け合い”ではなく“支え合い”により 支援を組み合わせる姿勢を関係者全体で持つことが重要です。

5 情報共有の留意点

個人情報に関係機関と共有する際の前提として、ヤングケアラー本人やその家族から同意を得ることが必要となります。

しかし、ケアラー本人・家族が行政に対してよい印象を持っていなかったり、家庭内の状況を他の場所で共有されることを好ましく思わない人もおられるので、同意の取得に時間を要することがあります。この時に、支援を焦るあまり無理矢理同意を求めたり、同意なしに他機関と情報共有すると、かえってケアラー・家族との良好な関係が築けなくなり、介入が困難となる場合がありますので注意が必要です。一方で、本人の同意が得られない状況であっても、名前は伏せつつ可能な範囲で関係機関等と相談を進めておきましょう。

本人やその家族から同意を得る際には、例えば、「同じことを何度も話すのは大変だと思うので、私からお伝えしてもよろしいですか。」と情報を共有することのメリットを伝えたり、情報共有先でも個人情報は守られることを伝えたりすることで安心してもらう、といった工夫が考えられます。

本人や家族の同意が得られる場合には、多機関連携を視野に入れた包括的な同意を事前にとっておき、この先、相談支援のために関わる機関において情報を共有することになることを説明することが適切です。

しかし、中には、家族の同意が得られないケースもあります。このような場合、以下の会議体は構成機関に対する守秘義務を課しており、支援のために必要があるときは、法律に基づき本人同意なしに情報共有が可能です。

図表9: 守秘義務が課される会議体

支援体制モデル	会議体	根拠法
市町こども家庭センター中心モデル	要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第 25 条
生活福祉/障害福祉/高齢福祉中心モデル	支援会議【生活福祉】 地域自立支援協議会【障害福祉】 地域ケア会議【高齢福祉】	生活困窮者自立支援法第9条 障害者総合支援法第 89 条の3 介護保険法第 115 条の 48
重層的支援体制整備事業活用モデル	社会福祉法に基づく支援会議	同法第 106 条の6

※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

第4章 ヤングケアラーを取り巻く社会資源のネットワーク化

1 支援の全体像

ヤングケアラーは自ら積極的に相談することがあまり多くありません。その理由として考えられる点については後述しますので、そちらを参照ください。

繰り返しになりますが、「ヤングケアラーが自ら積極的に相談することが少ない」ということを念頭に置いておく必要があります。そのため、多様な関係機関が、その特徴に応じた支援を提供し、ケアラー本人から見て「信頼のできる大人」として認識されることが大切です。

「信頼できる大人」がケアラー本人と対話することで、徐々に安心感を持ち、これまで誰にも話していなかったような相談もできるようになっていきます。安心して相談してもらえるようになれば、ケアラー本人の意向に沿いながらサービスや支援につなげていくことが大切です。

ここでは、支援を3パターンに類型化して示します。これらは独立した支援ではなく、同時に複数パターンを併用したり、本人の気持ちに応じ徐々に導入する方法もあります。

図表 10: 支援の3パターン

パターン	内容
伴走・ 寄り添い型 支援	家庭に次いで本人に最も身近な地域における会話や見守りによる支援。 児童館等で遊んだり、食事や勉強の支援を受ける中でなじみの職員にちょっとした話を聞いてもらったり、登下校の際に、児童の見守りを行う民生・児童委員等と会話する等、本人が精神的な安らぎを感じちょっとしたことを話せる、日常の中での寄り添い。
共感型支援	同じような悩みを抱えている人同士が支え合う支援(=ピアサポート)。 ヤングケアラー同士や元ヤングケアラーに話を聞いてもらうことで、徐々に自分の気持ちを安心して話せるようになる。思いを聞いてもらい、年上のケアラー等から助言や経験談を聞くことで、選択肢を広げられるようになる。寄り添ってくれる人がいることで安心感や精神的な負担の軽減につながる。
課題解決型 支援	家族や本人への福祉サービス等の提供による直接的支援。 行政機関や医療・福祉事業所などが、家庭内でケアを受けている者やケアラー本人に対して、医療や福祉サービス等の提供による直接的支援を行う。支援が始まればケアラー本人の負担軽減につながるが、家族等が支援を拒否し具体的なサービスになかなかつながらないことも少なくない。

※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

地域の身近な場所・人による「伴走・寄り添い型支援」、ケアについて気持ちの共感ができる「共感型支援」は、本人に寄り添いながら一緒に悩んだり働きかけている点では共通です。早い段階から「伴走・寄り添い型支援」や「共感型支援」に本人をつなぐと、その中で気持ちを徐々に聞くことで、「課題解決型支援」につながる可能性があります。

「伴走・寄り添い型支援」 「共感型支援」の 必要性



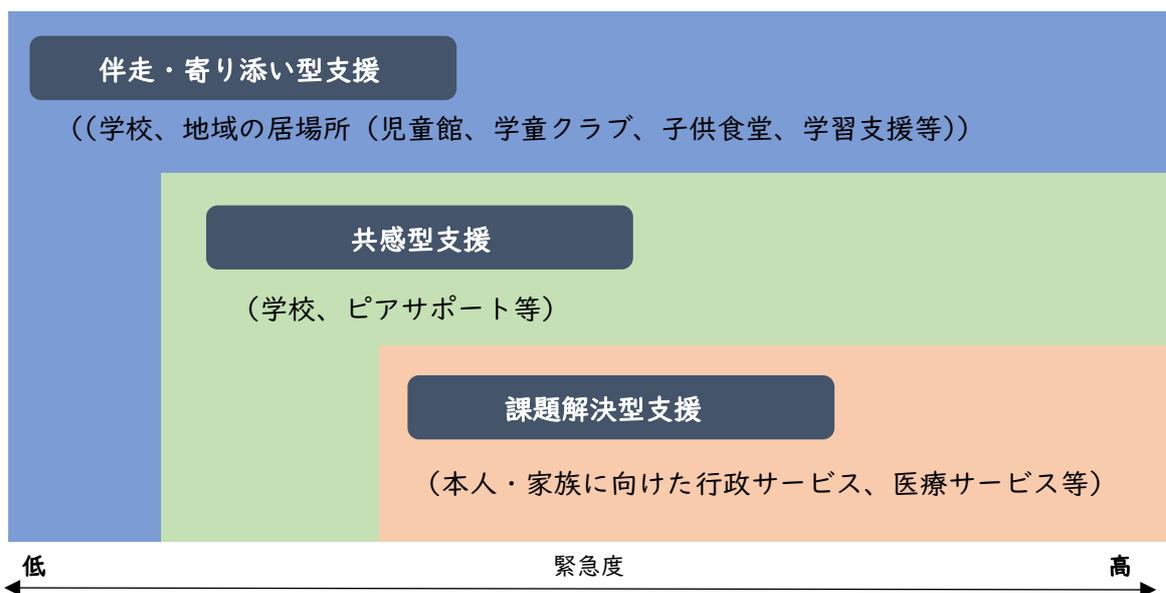
本人や家族が行政の介入を望んでいないケースでも、「伴走・寄り添い型支援」「共感型支援」で寄り添う中で、子どもの心の拠り所となり、あるいは支援者との関係性の構築が進み、そこで次のステップとして福祉や学校等に相談してもいいと思ってもらえる可能性があります。

「伴走・寄り添い型支援」「共感型支援」につないでも、すぐに本心が聞き取れるわけではありません。また、無理につなぐことも避けるべきです。継続的に通い接点を持つことで、徐々に信頼関係が生まれます。

ヤングケアラーが障害や疾患のある家族をケアしている場合等は、すでに家庭に入っている訪問サービスの職員等が日頃から気にかけていることも「伴走・寄り添い型支援」になります。

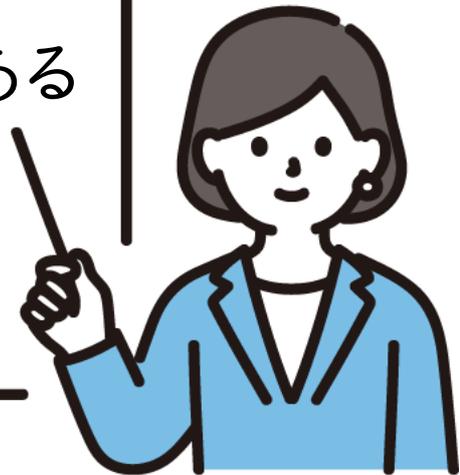
課題解決型支援が入ってからも、また、ケアが終わってからも、「伴走・寄り添い型支援」「共感型支援」が継続的に求められることもあります。ヤングケアラーは「ケアを離れること」(例:進学して一人暮らしをすること)に罪悪感を持ったり、ケアが終わっても精神的な辛さを感じていたりします。安心できる場で自分の気持ちを話したりすることで、自分の人生を前向きに考えられるようになります。

図表 11: 支援の重層構造の例



出典: 巻末参考文献3(東京)

「めんどくさい」や 「大丈夫です」の裏にある ケアラーの思いを 推察する



周りの大人には支援が必要だと思われる場合でも、ヤングケアラー本人からは「大丈夫」という声が返ってくることや、相談してみたら？と声をかけても「めんどくさい」と言われることがあります。

大丈夫と言っているから大丈夫なのだろう、ということではないですし、何故自分のことなのにめんどくさいのか？と距離を置くだけではなく、その裏側にあるケアラー本人の気持ちに思いをはせてください。

自分の思いや状況を伝えるように言語化するということはとても大変なことです。

事情を知らない人にわかるように話をしようと思うと、ある程度整理しておく必要がありますが、日々のケアに追われそんな余裕もスキルもない＝既にキャパオーバーな状態であるために、相談することに注力できない。つまり、相談する余裕がないという状態です。

そして、相談する余裕がないということ自体も言語化できず「めんどくさい」などといった言葉で現れることもあります。ヤングケアラーが発する「大丈夫」や「めんどくさい」の言葉の裏側にも、周りの大人として少し思いをめぐらせてください。



ヤングケアラーが相談しづらい理由は？

ヤングケアラーが相談しづらい背景にある事情を表にまとめましたが、あくまでも一例です。色々な思いや事情により相談しづらい子がいるということと、実際に相談してくれたケアラーは、こういう思いを乗り越えて相談してくれたのだと参考までにご理解ください。

他にもいろいろな事情により相談に繋がらないことがあります。

「家庭内のことなので第三者に話づらい」「当たり前の日常になっているので相談するという発想がそもそもない」などのように、相談に繋がらないというケースはとても多いです。

相談を待つ姿勢では、「いつまで経ってもうちにはヤングケアラーはいない」ということになりかねません。いかに相談しやすい環境を整えるか、仮に今は相談がないのであれば、そこに注力されると良いかもしれません。

図表 12: ヤングケアラーが相談しづらい背景

○相談したことを親に知られたくない。

・家族に「自分がしんどいと思っている」と知られたくない。

→家族が大変なことをわかっているのに、家族に心配をかけたくない。

・家族に怒られたくない

→家庭のことを外で話すな、と言われていて話せない。

また、地域柄、相談機関に行ったところを周りの人に見られてしまうと、その噂が広がってしまい、なかなか相談できない、ということもあります。対面での相談は得られる情報が多い反面、相談者にとってはリスクがあるということも地域によっては考慮しておく必要があります。

○「かわいそう」だと思われたくない。

家族のケアをさせられている「かわいそうな子」と思われたくないので、相談しづらい場合もあります。「ヤングケアラー＝かわいそうな子」というラベリングを払拭していく必要もありますが、まずは子どもの状態・状況に重きを置く必要がありますし、家族のケアをすることは決してかわいそうなことではない、という意識をもつことが大切です。対等な関係で関わるという点では、大人も子どもも同じです。子どもだからといってかわいそうと思う必要はありません。

○我慢は美德。

「これぐらいのことで相談してもいいのかな?」「甘えているなんて思われませんか?」と心配して相談をためらっている場合もあります。

愚痴を言ってもいい、辛いと言ってもいい、ということは何度も繰り返し伝えていくことと、吐き出したものを受け止めるだけの余裕を支援者は持つておく必要があります。

気軽に相談してね、と言うのは簡単ですが、気軽に相談できない環境下にあるかもしれないですし、そんな中で相談してくれたケアラーへの言葉がけは一つひとつに気を配る必要があります。

○相談をして、助けてもらったという経験がない。

「相談したけれど、親身になってもらえなかった」「自分の話を聞いてもらえなかった」「相談しても意味がない」「誰かに相談しても自分がしんどいだけ」と思ってしまうような経験が過去にあり、不信感を持ってしまっていることがあります。大人を信用できない、頼ることができない、そんな心理状態にあるために、心を開いてくれないということですが、逆に言うと、今、まさにケアラー本人からの相談があった場合、「相談して良かった!」と思ってもらえないと、相談できない大人になってしまうかもしれない、自分で抱え込んで問題を複雑化させてしまうかもしれないということです。

○「よそはよそ、うちがうち」

「ほかの家と比べて、自分の家はちょっと違う?」と思ったとしても、全く同じ家庭などなく、わずかずつでも違うので、「こんなものなのかな?」という理解で受け入れ、それが当たり前とされている可能性もあります。当たり前だと思っているので必要性も感じていない場合もあります。

そのため、本人や家族に何らかの支援が必要であることを理解してもらう必要がありますが、その時は上述の通り「かわいそうな人達だから支援が必要なんだ」などと思われにくいような関わり方が大切です。

○相談することで大ごとにしたくない。

相談した後の流れがイメージできないため、相談できないということもあります。相談したことによりどうなっていくのか、どういうことが起こり得るのか、考えられる範囲で先に示すことによって安心してもらえるかもしれません。

家族が責められることはない、家族が離れ離れになることはあるかもしれないけれど、その可能性はどの程度なのか、そのことによってどうなるのか、何のためにそういうことになるのか、ということを丁寧に伝えていくことも大切です。

2 関係機関との連携にあたっての姿勢や工夫

関係機関が相互に連携した支援を行うためには、必要事項を「漏れなく」、「密に」、「こまめに」、「タイムリーに」、「定期的に」、「本人を含めて」、情報共有を行う等の工夫が必要です。

各市町の中心機関においてコーディネートを行うだけでなく、各支援機関も待ちの姿勢ではなく、気付きがあった場合にはタイムリーに中心機関に連絡して情報共有を積極的に図ることが、よりよい支援につながります。

なお、関係機関間では密に連携を取りつつも、支援を無理に急がず、本人に寄り添う姿勢を持つことが大切です。一度支援が入った後も、ケース会議や情報共有を継続的に行い、日頃から変化にすぐに気付けるよう心がけてください。

また、本人側と、ケアを受ける家族側それぞれに支援チームがある場合は、それぞれの支援方針や意向が異なっている可能性があり、密な情報共有が必要です。中心機関が核となり、多様な問題を抱える家族全体を支援する目線で支援方針を定めることが求められます。

個別ケースの支援に向けた連携体制

個別ケースの課題の共有・支援計画の検討を行うにあたっては、関係機関・専門職が情報共有をし、「何が課題となっているのか」、「何をゴールとするのか」、「どのような目標・計画を立てるのか」ということを議論する場を設けることが大切です。

3 地域力の向上（地域における支援活動の把握）

ヤングケアラーの支援にあたっては、公的サービスのみならず、NPO やボランティア団体などによる様々な社会資源を活用することも重要です。

自分の地域にどのような社会資源があるか把握することで、支援の幅をより一層広げることができます。

例) フードバンク関西の取り組み

特定非営利活動法人フードバンク関西では、夏休みと冬休みにあわせて、小学校から高校生までの児童・生徒を有する困窮世帯に対して、企業や個人から寄贈された食品の詰め合わせを無料で配達する「子育て世帯応援食品パック」を実施しています。

○フードバンク関西ホームページ

<https://foodbankkansai.org/>

4 人材育成

地域全体で子どもたちを見守る目、安心して相談できる大人を増やすためには、地域住民や各関係機関の専門職においても、ヤングケアラーに関する概念や支援の在り方等を理解する必要があります。そのためには、各立場における周知や啓発の取り組み、学びの場の創出が重要です。

各関係機関においては、各々の専門領域におけるヤングケアラー支援の質を高めるために、事例検討会や OJT 等を通じて、支援者の資質向上を図ることも大切です。

【取組事例1】県による支援者研修

県では、福祉・介護・医療・教育等の様々な分野において連携した支援体制を構築するため、関係機関の職員等を対象とした研修を実施しています。

○基礎研修(オンライン)〔毎年夏に実施〕

ヤングケアラーの概要、当事者による体験談スピーチ、アプローチ方法等を研修動画で視聴

○応用研修〔毎年秋に実施〕

多職種による連携した支援方法等をグループワーク形式により受講

【取組事例2】市や事業所による支援者研修

地域住民(民生委員や PTA など)や教職員、事業所職員などを対象にヤングケアラーの研修会を実施する際、県相談窓口にも講師依頼もできます。ヤングケアラーの概要、支援についてお話するとともに、県相談窓口での対応や取り組みなども踏まえてお伝えしています。

ヤングケアラー研修会を単独で開催するパターンだけではなく、「既存の研修会に位置付ける」、「定例の連絡会や発表会の場と抱き合わせて研修会を開催する」などの方法もあります。より多くの方に参加いただける開催方法も工夫次第で幅は広がります。



5 支援団体の育成・支援

支援団体の設立を検討されている方や、運営継続に悩みを抱えている方は、県や中間支援組織による支援や助成制度があります。

また、市町や市町社会福祉協議会においても、運営面や財政的支援に関する相談や独自助成等を行っています。詳しくは各市町や市町社会福祉協議会にご相談ください。

○兵庫県県民生活部県民躍動課

地域づくり活動に対する助成金情報

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/joseikin/r5kenminyakudou.html>

○兵庫県福祉部地域福祉課

子ども食堂応援プロジェクト(スタートアップ支援)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/2901kodomosyokudou.html>

○ひょうご中間支援団体ネットワーク

https://www.hyogo-vplaza.jp/givinginformation/support/hyogo_shien.html

○兵庫子ども食堂ネットワーク

<https://ksnetworkhyogo.org/>

6 企業の社会貢献活動(啓発、場所提供等)

企業の社会貢献活動やSDGsの取組の一環として、ヤングケアラー支援や社会資源への援助等に取り組む動きが広まりつつあります。

- ヤングケアラー支援に関する啓発
- 寄付・寄贈(資金、食料、生活用品等)
- 民間支援団体が活用できる活動場所の提供
- 社員のボランティア活動
- ヤングケアラーのワークライフバランスを考慮した就業環境の整備
- 従業員に対する介護休業制度の周知・啓発
- 各企業等の特性を活かした社会貢献活動

【取組事例1】チャーム・ケア・コーポレーションにおける取組

長年にわたり介護事業に携わってきた(株)チャーム・ケア・コーポレーションでは、専門分野を活かして、神戸市とヤングケアラー支援にかかる連携協定を締結し、① レスパイト「息抜き」支援(部屋と食事の無料提供)、② 中間的就労「就労訓練」支援(ヤングケアラーが柔軟に勤務できるアルバイトの提供)、③ 奨学金支援(奨学金を同社が返還)に取り組んでいます。

【取組事例2】企業版ふるさと納税を活用した取組

兵庫県では、ヤングケアラー世帯への配食支援事業や子ども食堂への立上支援等を実施するにあたり、その財源として企業版ふるさと納税を活用しています。

○子ども食堂・ヤングケアラー等応援プロジェクト

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/index.html>

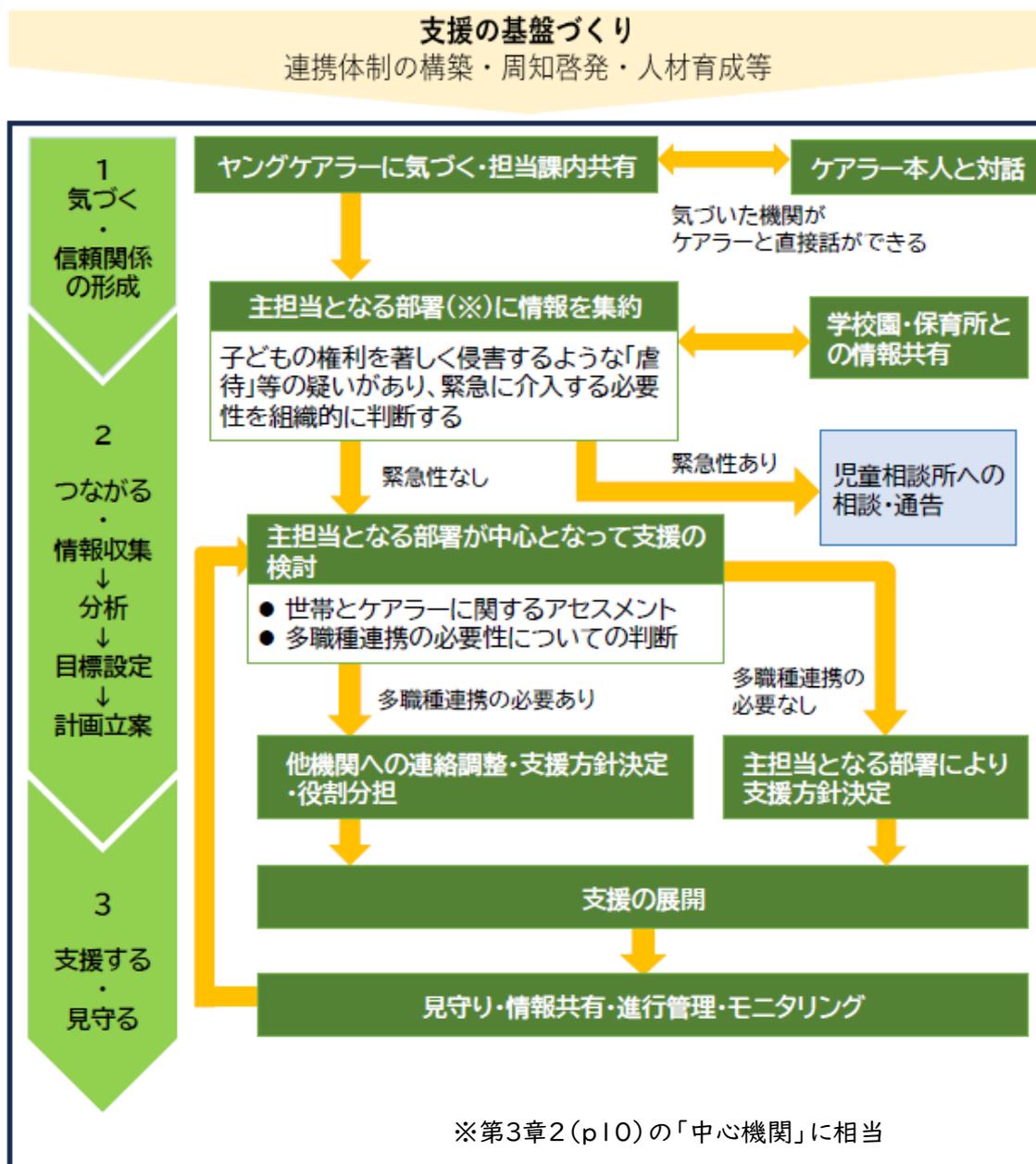
第5章 ヤングケアラーへの支援展開

1 支援の流れ

ヤングケアラーの支援は、基本的に次のような流れで実施します。

支援を行う前提として、庁内及び関係機関の連携体制を構築するとともに、ヤングケアラーについての周知啓発活動やインフォーマルサービスも含めての人材育成等の支援の基盤づくりを平素から行っておく必要があります。

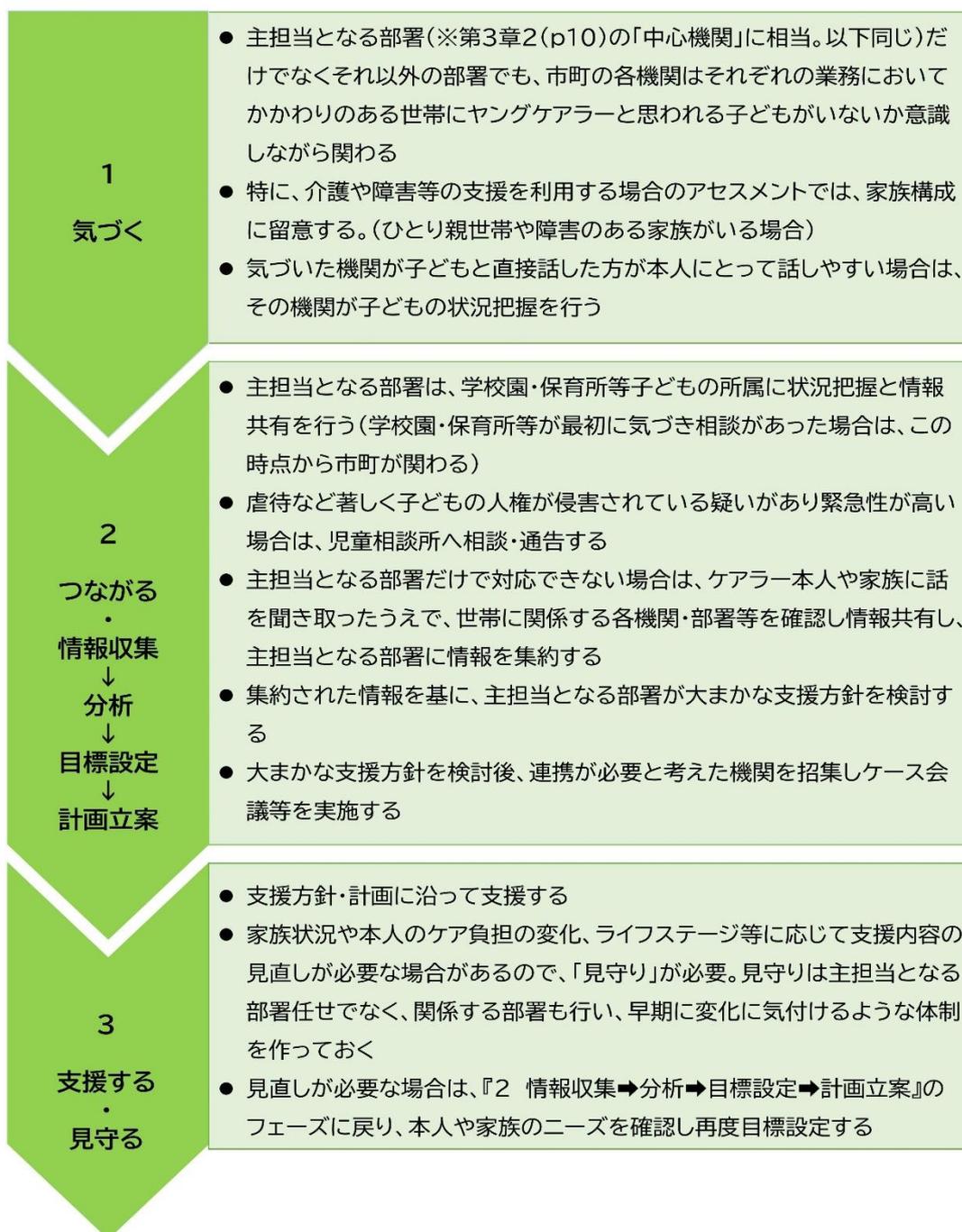
図表 13: ヤングケアラーへの支援の流れ



※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

図表 14: ヤングケアラーへの支援の流れの説明

支援の流れの説明



※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

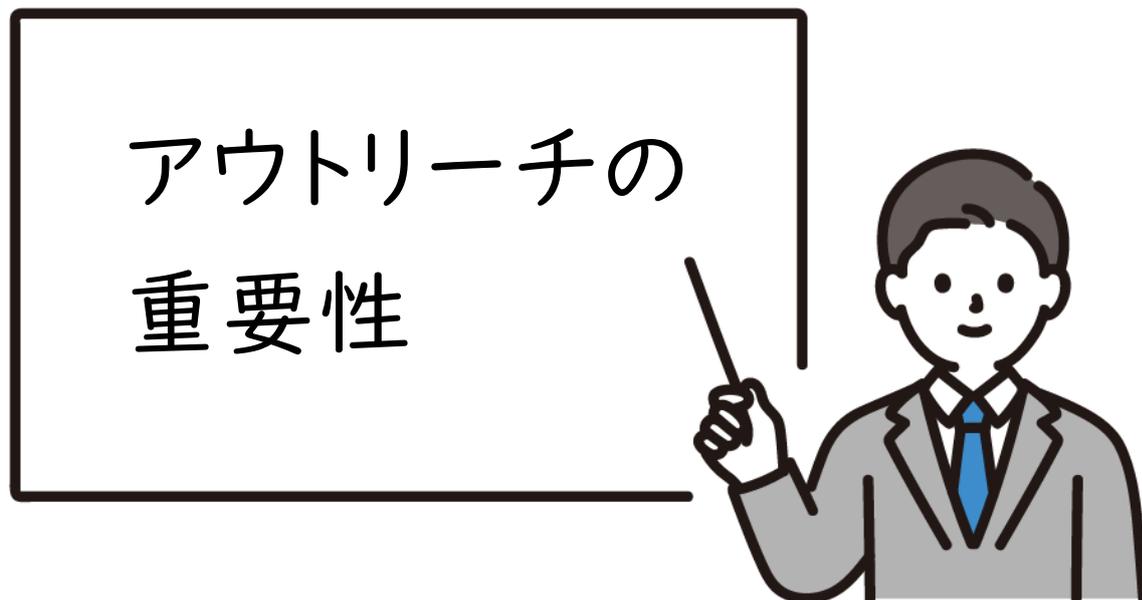
2. 各段階の説明

1) 気づく — ヤングケアラーの発見 —

前述の通りヤングケアラー自身が自ら SOS を発信することは稀です。そのため、ケアラーである子どもに関わる周りの大人が「気づく」ことが非常に重要です。それぞれの部署が担当する業務の中では、サービス利用対象の家族のみに視点が向けられがちですが、担当している業務の対象ではないからと「見ないように」するのではなく、子どもを守る一人の「大人」として世帯全体を観察し、その背景にたたずむ子どもが「もしかして、ヤングケアラーかもしれない」と意識するように心がけてください。

2) 気づきのポイント

次頁以降に気づきのポイントをまとめています。各項目を参考にして世帯や子どもの様子を観察してみてください。ただし、全て該当しなければケアラーと言えないわけではありません。ケアラーやその家族の状況は多種多様です。ケアラーのイメージを固定化することはかえって支援を必要とするケアラーを取りこぼす可能性があるため避けましょう。該当する項目があれば「もう少し突っ込んで確認をする必要があるぞ」と考え、面談や家庭訪問の時に注意して観察し、対話の中から聞き取ってみてください。なお、主担当となる部署を置いている場合は、気づいた段階で一報を入れ、情報共有してください。



行政は元来申請主義に基づきサービス利用の際に来所を求めてきましたが、ヤングケアラー支援においては親やケアラー本人に来所を求めて待っているだけでは事態は全く進展しないと考えてください。訪問により家庭の状況をアセスメントし、必要に応じて窓口での手続きに同行するなど、アウトリーチによる寄り添い型の支援が求められます。

ただ、アウトリーチしようとしても、家庭との関係構築が図れないとなかなか訪問ができないこともあるでしょう。その場合は、自分だけでなんとかしようせず、他の機関や学校、民生委員児童委員・主任児童委員などの地域住民の協力を得てアウトリーチすることも検討してみてください。地域も含めた関係者で、支援者もケアラー本人・家族にも負担にならないアプローチを行っていきましょう。

図表 15: ヤングケアラーの気づきのポイント

■家など学校以外での様子

子どもが実際にケアをしている様子

- 子どもが食事作りや買い物、洗濯などの家事をしている
- 子どもが家族の介護・付き添い、きょうだいの世話、学校・幼稚園・保育所などへの送迎をしている
- 日本語の苦手な家族の通訳をしている
- 聴覚障害のある家族の通訳をしている
- 家族の愚痴や心配事の話を経験にわたり何度も聞くなどし感情面のサポートをしている
- 家計を支えるために就職・アルバイトをしている
- 親が来所相談時や家庭訪問時によく傍らにいる

ケアをすることによる影響が疑われる様子

- 疲れている
- 精神的な不安定さがみられる
- 感情の起伏が激しい、もしくは感情を出さない
- 周囲の人に気を遣いすぎる
- 同じ年頃の子どもと比べてしっかりしている・逆に幼い
- 自分の事や家の事を話したがる。自分や家の事についての話をすると、話をはぐらかす。
- 家族の顔色をうかがっている
- 不登校であったり、登校時間内に学校以外で見かけたりする
- 時に家族と大ゲンカをしたり、家出をすることがある

必要な世話をされていない様子

- 髪の毛がぼさぼさ、風呂に入っていない、着ているものが汚れていたり同じものを何日も着たりする
- 親が書くべき学校関係の書類などを、子どもが自分で用意している
- 必要な医療にかかれていない、薬が飲めていない
- 食事が十分に摂れていない、コンビニなどで弁当やレトルト食品ばかり自分で調達して食べている

親や家族の様子

- 介護や通院治療に必要な家族がいたり、障害のある家族がいる
- 子どもが多い、幼いきょうだいがいる
- 経済的に困窮している
- 日本語が母語でない
- 疲れていたり、精神的に不安定である
- 仕事や家族の世話に追われていて、余裕がない
- 家事などが出来ていないこと、それにより子どもに影響がでないか心配している
- 家の中が散らかっている
- 必要な手続きが遅れたり、漏れがあったりすることが常態化している
- 家族の世話を、子どもの協力を当てにしている発言がある
- 家庭の中に、サービスを入れたがらない
- 学校の授業参加や面談に行かない
- 地域の集まりに参加しない

■学校での様子

ケアをすることによる影響が疑われる様子

- 元気がなく、表情が乏しい、精神的な不安定さがみられる
- 欠席、遅刻、早退が多い
- 不登校傾向、もしくは不登校である
- 部活に入っていない、部活を休みがち
- 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
- 宿題や課題の提出が漏れたり遅れたりする
- 保健室で過ごしていることが多い
- 授業中の集中力に欠けている
- 授業中に居眠りをしていることが多い
- 学力が低下している
- 単位の取得が滞っている、中退のおそれがある
- 持ち物がそろわない 学校で使用するものを用意してもらえない
- 友人関係が希薄で、学校でも一人でいることがある
- 非行等問題行動がみられる
- 家族に関する不安や悩みを口にしている

必要な世話をされていない様子

- 極端に痩せてきた（太ってきた）
- 給食の過食傾向にある
- 生活のリズムや身だしなみが整っていない
- 保護者等が書くべき書類などを自分で用意している

親や家族の様子

- 学校が諸経費の納入が遅れる、滞納や未払いがある
- 保護者が多忙であり、連絡がつかない
- 授業参観や保護者面談を欠席する

※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

3) 虐待(疑い)の場合

気づいた部署が虐待の可能性が高いと判断した場合は、速やかに児童相談所へ相談・通報してください。なお、児童虐待に係る通告は守秘義務に関する法律の規定により妨げられません。また、通告を受けた児童相談所等職員には守秘義務が課せられますので、同意なく情報共有が可能です。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

2 前項の規定による通告は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十五条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第七条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合には、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

4) ヤングケアラー本人や家族の状況・ニーズの把握 — 他機関との連携 —

ヤングケアラーの存在に気が付いたら、本人や家族と対話しながら情報を収集します。情報収集は、ケアラー本人や家族が安心して話せる支援機関が行うとスムーズです。特に子どもとの関係が深く、日頃の様子など状況把握をする機会が多いのは、子どもが所属する学校園・保育所です。所属の学校園・保育所へは必ず連絡し、学級担任やスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）やスクールカウンセラー（以下、「SC」という。）、養護教諭等に協力を求めて下さい。

情報は無理に聞き出そうとせず、関係が作れていない初めのうちは聞ける範囲で聞くようにしましょう。また、本人が行っているケアの状況や家庭状況は、既に支援をおこなっている機関に情報提供の依頼をすると、世帯状況の把握がスムーズです。世帯に関わるさまざまな機関の情報を集約し、それぞれの立場での見立てを知ることで、世帯の側面だけでなく全体像の把握にも役立ちます。本人の気持ちやニーズを聞いていくことは、行政職員や学校園・保育所職員等で行うこともできますが、ピアサポートの会や子ども食堂など“信頼できる地域の民間サポート団体”へ協力を求めることも一つの効果的な方法です。そうすることにより、ケアラー本人を地域で支える体制作りにもつながります。

支援にあたってのアセスメント項目

<ケアラーが担うケアの全容>

ケアの内容・量・本人に与える影響・本人の認識

<家族が既にうけているケアの全体像>

支援を受けている場合は、インフォーマルサービスを含めた支援状況

<ケアラー本人の状況、家庭の状況>

子どもの様子、生活状況・健康状態等、生活環境・経済状況、家族の認識、意向

<子どもの権利>

権利が侵害されている状況がないか。虐待ではないか？

子どものニーズ、希望（どうしたいか？どうなりたいか？）

ケアラー本人の意思を
尊重するために



○本人の同意なく、相談内容を家族に伝えない

本人の同意なく、相談内容を家族に伝えることは基本的にはできないと考えてください。本人と家族の意向が異なる可能性があり、本人と家族の関係が崩れる可能性がありますし、相談窓口に対する不信感も与えてしまいます。（個人情報の取り扱いについては第3章5（p14）を参照ください）

○本人の意向確認は家族のいない場所で

本人の意向は家族とは別の場所で確認するようにしてください。親のケアをしている場合などは、親と一緒にではケアラーが本心を言えないこともあります。

○支援内容に本人の意思を反映させる

本人が知らないところで、支援が勝手に進められないように配慮してください。本人が選択できるよう、周りの支援者が機会を確保していくようにしてください。

○支援を受けるイメージを共に作る

本人が望んでケアをしていることがあり、その場合、本人からSOSが出てこない場合がありますが、ケアの負担が客観的に見て過度な場合は、本人が支援を受けるイメージが持てるように一緒に考えていこうにしましょう。その際、将来の自分の姿を想像してもらい、「その姿に近づくためにどうすればよいか？一緒に考えてみよう」というように話かけながら進めていきましょう。

5) 多職種連携の必要性についての検討

ヤングケアラーに対する支援は基本的に世帯全体の支援を併せて行う必要がありますので、単独の機関だけで解決することは稀です。多くの場合は、複数の機関が相談・連携しながら支援方針を決定し、継続的な支援を行っていきます。各市町の相談体制にもよりますが、一つの部署でそれらが完結できる場合以外は基本的に多職種連携することを前提に支援体制を構築してください。

ただ、参画する職種がどの程度の相談・連携で対応できるかは、本人や家族の抱える課題の複雑さや重大さによるところが大きく、困難なケースはケース会議を開催し、丁寧に方針を決定し、各機関が足並みを揃えて対応することが求められます。こうした判断は現場においてケースバイケースの判断が求められます。

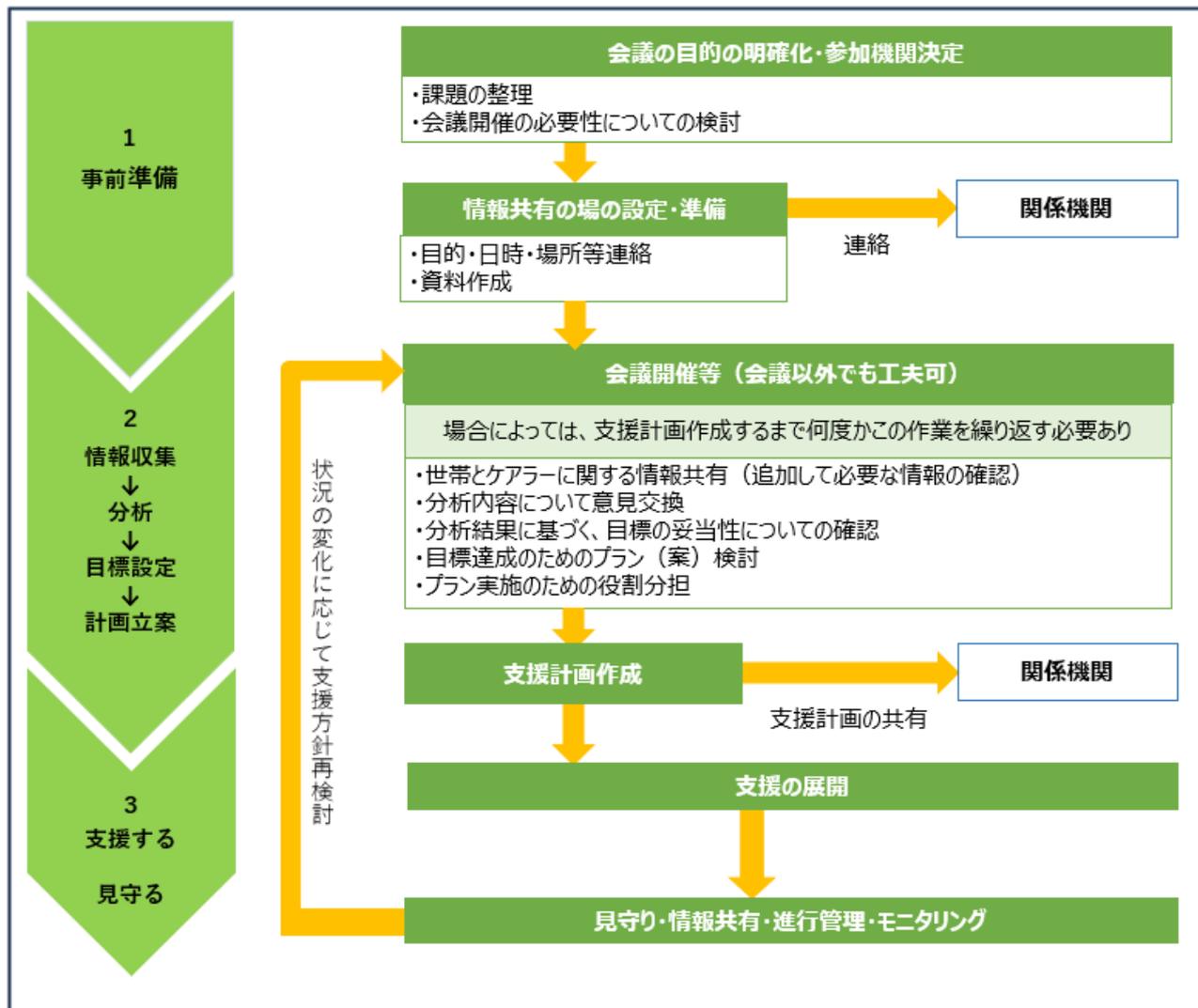
6) 分析・目標設定・計画立案

集められたヤングケアラーに関する情報は、分析し、ケアラー本人や家族全体の課題を抽出します。そこから、ケアラー本人の希望に沿った形で、ケア負担を軽減し、子どもの命と健康が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、「子どもにとって何が最善か？」という視点で目標を設定します。その際、短期的な目標だけでなく、長期的な目標も決めておきましょう。そして、その目標達成のために、医療、教育、生活の支援などを検討し、計画立案していきます。

ヤングケアラーの場合、多職種が関わらなければ支援できないことが多いため、これらの作業はケース会議等を開催して進めていくがスムーズです。ただし、会議を開く事のみが目的となり、内容がおろそかになるようでは本末転倒です。会議の流れは下記に示しますが、“会議”というスタイルをとらずとも、ICT等を活用し『負担が少なく』『実効性のある』各関係機関の情報集約・分析・目標設定・計画立案の一連の作を各市町工夫してみてください。

図表 16: 多職種連携での会議の流れ

多職種連携で会議開催する場合の流れ



※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

支援会議に、本人や家族が参加の希望がある場合は、できるだけ参加できるように配慮してください。参加予定の機関が多く、日程調整が難航する場合は、少ない関係者で先に情報共有や意見交換等を行っておいてもよいでしょう。

7) 計画立案のポイント

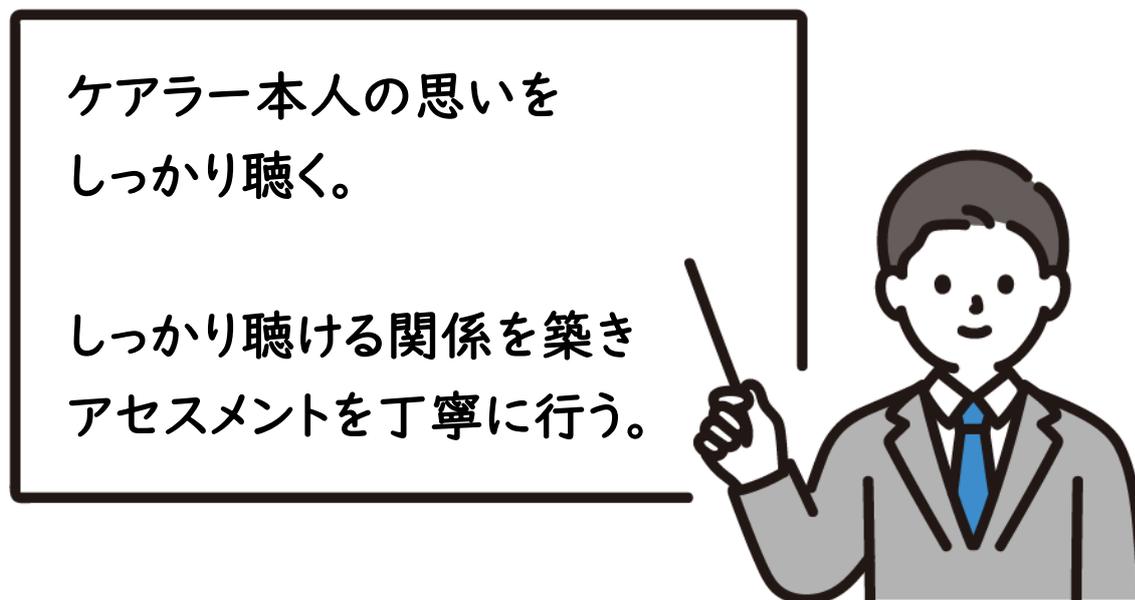
ケアの対象である家族への支援を増やすことは、結果的にヤングケアラーの過度なケア負担を軽減することに繋がります。ただし、ケアラー本人にとってケアすることが「支え」になっていたり、「家庭の中の存在意義」となっている場合があり、性急にサービスを導入することが、かえってケアラーの家庭の中の「役割」を奪ってしまうことがありますので注意が必要です。導入を検討する際は、事前にケアラーに対してサービスの内容や目的をわかりやすく説明し、気持ちを十分に聞き取ってからにしましょう。

いくらサービスを導入しても、ケアそのものをなくすことが難しい場合には、適切に援助に頼りながら生活する力をつけていくことを目標とすることになります。ケアラーが受援力を身に付け、発達段階に応じた

育ちが保障されるよう、困難な中でも民間のサービスも含めて各機関（の大人）が寄り添いながら、声をかけ続けることが大切です。そして、将来必要な時に SOS が発信できるような関係を日頃から作っておきましょう。

計画立案の際は、支援の内容だけでなく、「支援目標」「計画の設定期間」「進行管理の方法」についても明確にしておきましょう。

なお、情報の分析や計画立案の際には、エコマップ¹の活用をお勧めします。ケアラーを中心とした家庭を支援する社会資源の役割や関係性を明確にすることができ、整理することができます。



8) 見守り・進行管理・モニタリング

支援を開始した後も、主担当の部署は関係機関や支援団体等からの情報を集約するようにします。そして、ケアラー本人や家族の状況に変化が生じた場合は、支援方針を変更する必要がありますので、必要に応じて関係機関が情報共有や検討の場（ケース会議等）をあらためて持つようにしましょう。

「本人の成長段階・進学などのライフステージの変化」「ケアを受けている家族の状態の変化（入退院・施設入所等も含めた）」「それ以外の家族の状況の変化」「出産、離婚等に伴う家族構成の変化等」ケアラー本人と家庭の状況の変化により、ケアラーが負担しているケアの状況も変化しますので、特に注意して見守り・モニタリングを行ってください。

ケアが継続する場合は支援者が多く関わっていますが、ケアが終わったとたん、一斉に支援者が離れてしまい、ケアラーが孤立する可能性もあります。支援者以外に本人が気軽に悩み等を話せる場や相手等が身の回りに存在するののかについても確認するようにしてください。ケアが終わった後も、ピアサポート等におけるグリーフケア等、ヤングケアラーへのフォローや関係機関との連携が必要なこともあります。

また、ケアラーにとっては支援者とのやりとりに難しさを感じていることがあります。ケアラーと支援者との関係性についても注意を払い、ケアラーの声を随時聴きとるように心がけてください。

¹ エコマップとは、本人を中心にその周辺のインフォーマルな社会資源（家族、友人、近隣住民など）やフォーマルな社会資源（公的なサービス等）との関係性をネットワークとして表現した図のこと。

※第8章7（p48）を参照

第6章 学校におけるヤングケアラーの支援展開

1 子どもの声を「聞き」、「聴く」ために

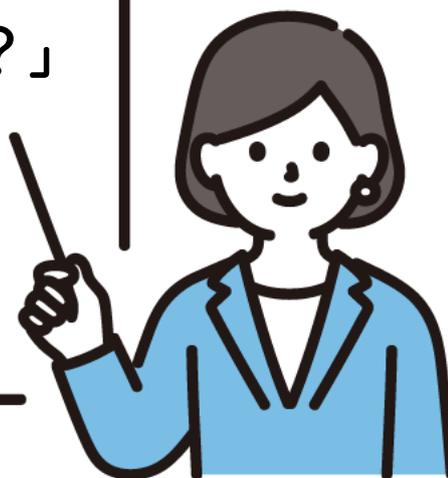
学校で、日々児童・生徒と関わっておられる先生方は子どもたちのちょっとした変化をいち早く感じ取ることが出来る存在ではないでしょうか。その感じ取った変化にプラスして『もしかしてヤングケアラーなんじゃないか』の視点を持ってもらえたらと思います。その視点を意識して持つ事がヤングケアラー支援の第一歩です。

ヤングケアラーの家庭の子どもたちは、自分の家族の事だから、話してはいけない、そもそも自分がヤングケアラーだと気づいていない等、ケアをしている中で、自らしんどい気持ちや本心を言えない、SOSをどう出して良いのかわからない状況が往々にしてあります。だからこそ、『もしかしてヤングケアラーなんじゃないか』の視点が重要となってきます。就学期の子どもたちにとって、家族以外の身近な大人＝学校の先生という場合も多いと思います。ぜひ、子どもたちが自ら発信できる、相談しやすい環境（雰囲気）作りをお願いします。

またケアをする子どもたちの背景には、家族がいます。ヤングケアラー家庭は、ケアを必要とする家族の課題と、子どもがケアを担う事により発生する課題が複雑に絡み合っています。ですから、子どもだけではなく、家族・家庭全体をとらえて対応することが重要です。しかし、学校の先生だけでこの問題に対応することは困難かつ非現実的なことだと思います。学校においては管理職、担任の先生、学年主任、部活動の顧問の先生、養護の先生、SSW、SCなど、チーム学校での対応を基本とし、学校として出来る事の話し合い（校内ケース会議）、出来ないことは外部の関係機関とどう連携していくのかを考えて、対応していきましょう。

「もしかして
ヤングケアラーかも…？」

と思ったその時が、
大きなチャンス



子どもたちの最善の利益のために、そして、子どもが子どもらしい生活を送れるように…、子どもの周りの大人にできる事は何かを考えていきましょう。

子どもの最善の利益を実現するためには、まずは子どもの話を聞く事から始まります。子ども

のそのままの言葉を「聞く」、その言葉の後ろに隠れた言葉にならない言葉を「聴く」、この2つの「きく」がどちらも大切です。

また、子どもの最善の利益になると思うからと考え、大人（支援者）が子どもの気持ちを聞かずに大人の考えを押し付けるようなことをすれば、子どもたちは周りにSOSを出さなくなってしまいます。子どもやその保護者の話に耳を傾け、学校が寄り添う存在であることを意識していきましょう。

学校におけるヤングケアラー支援の役割

～「もしかしてヤングケアラーかもしれない…」に気付くためのポイント～

- ・学校の教職員はヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するために、日頃から支援にかかる研修に参加することが必要です。

- ・教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子ども本人や保護者と話をすることで、家庭における子どもの状況に気づき、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有することが早期発見、対応に繋がります。

- ・ヤングケアラーである子どもに気づいた場合は、SC（スクールカウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）と連携して、見守り、他の機関と協働し、必要な支援につなげることが求められます。

※文部科学省 生徒指導提要进行を参考に作成

1) ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利条約（抜粋）

第12条の意見表明権

- ・子どもの意見表明権は「子どもが自分の気持ちや声、意見をきいてもらう権利」です。しかし、子どもは自ら伝えることが難しい事を理解し、子どもが気持ちの表出ができるように支援する必要があります。

- ・子どもの意見表明権（子どもの意見の尊重）が守られなければ、「子どもの最善の利益」は実現されません。

- ・子どもたちが話を『聞いてほしい』と言ってきた時は、何よりも子どもたちが話す言葉をじっくり『聞いて』あげることが大切です。

そして子どもたちの声にならない声に気づき、その声を『聴いて』あげることが重要なのです。

図表 17: ヤングケアラーの子どもたちの話を聞くポイント

1. ヤングケアラーは成長や発達の中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。

3. 本人や家族に自覚がない状態では自分からサポートを求めることも難しい。

5. 本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。ケアをすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。

7. ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わされているという理由で、家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。

9. 家族が時間的、精神的に余裕がない事も多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合がある。

11. 助けてほしい気持ちと放っておいてほしい気持ちと正反対の感情を同時に持つ場合がある。

2. 子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点を持ちにくい事から、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。

4. 家族の事を知られたいくないと思っていることも多い。家族の病気や障害を抱えた人がいることを恥ずかしいと捉えている場合や口止めをされている場合もあり、家庭の事は隠すべきものと思っていることもある。

6. ケアをしている状況についてかわいそうだと憐れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで優しくなる責任感が芽生える等の良い面もあり、単純に悪いことだと思われたいくない。

8. 信頼できる大人はいないと思っている事もある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合がある。

10. 大人の役割を担う事で他の子どもと話が合わない事や大人びている事があり、また現実的に遊ぶ時間がない事もあって、孤独を感じやすい。

12. 精神疾患を抱える保護者にどう症状が出るのか、そこにいる家族に壮絶な体験があるかどうかというのは、支援者側が想像しにくいところがある。ヤングケアラーの中でも特に精神疾患を抱える保護者を持つ子どもの支援は難しく、支援者側も精神疾患を理解した上で、慎重に対応することが必要となる。

出典：巻末参考文献2（有限責任監査法人トーマツ）

2) ヤングケアラーの子どもたちに気づくポイント

国の実態調査により、中学 2 年生は約17人に1人(5.7%)、全日制高校2年生で約24人に1人(4.1%)という結果があり、学校現場にとってヤングケアラーの問題は身近な問題と言えます。

身近な問題であると同時に家族の問題であるがゆえに外からは気づきにくいです。また家族・家庭の問題に対し学校がどこまで介入するのかという問題もあり、支援につながっていないケースもあります。その為、子どもの周囲にいる大人がいかにヤングケアラーの存在に気づき、対応できるかが重要となってきます。

下記の表を、学校現場の中でヤングケアラーの存在に気付くための参考として活用して下さい。そしてヤングケアラーの子どもだけでなく、学校生活の中で気になる児童・生徒に対しては、担任の先生、養護教諭、SC、部活の顧問の先生等にいつでも相談に乗る事を伝え、さりげなく様子を聞いてあげて下さい。

図表 18: ヤングケアラーに気づくポイント

ケアによる影響と思われる子ども（児童・生徒）の様子
<input type="checkbox"/> 元気がなく、表情が乏しい 精神的に不安定である
<input type="checkbox"/> 欠席 遅刻 早退が多い 不登校傾向もしくは不登校である
<input type="checkbox"/> 部活に入っていない 休みがち 遅刻 早退が多い
<input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する
<input type="checkbox"/> 保健室で過ごすことが多い
<input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている 居眠りすることが多い
<input type="checkbox"/> 学力が低下している
<input type="checkbox"/> 単位の取得が滞っている 中退の恐れがある（高校生）
<input type="checkbox"/> 持ち物がそろわない 学校で使用するものを用意してもらえない
<input type="checkbox"/> 友人関係が希薄 ひとりであることがある 非行等がみられる
<input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている
<input type="checkbox"/> 年齢に比べ、しっかりしている様子が見られる（精神的成熟度が高い）
<input type="checkbox"/> 周囲の人に非常に気をつかう
子ども（児童・生徒）が必要な世話をされていない様子
<input type="checkbox"/> 極端に痩せてきた（太ってきた） 給食の過食傾向にある
<input type="checkbox"/> 生活リズムや身だしなみが整っていない
<input type="checkbox"/> 保護者等が書くべき手続き書類を自分で用意している様子がある
子ども（児童・生徒）がケアしている様子
<input type="checkbox"/> 家族の付き添いや介助をしている 幼いきょうだいの送迎や世話をしている事がある
<input type="checkbox"/> 家族の感情面でのサポートをしている
<input type="checkbox"/> 面談等で通訳をする 保護者の代わりに金銭管理をしている
<input type="checkbox"/> 生活ノートに家族等のケアをしている事が書かれている
<input type="checkbox"/> 生活のために過度のアルバイトをしている 生活のために就職を希望している
保護者・家族の様子
<input type="checkbox"/> 介護や通院・治療が必要な家族、障がいを持つ家族がいる
<input type="checkbox"/> 多子家庭 幼い子ども（きょうだい）がいる
<input type="checkbox"/> 日本語が母語ではない家族がいる

- 保護者が多忙である
- 経済的に困窮している
- 学校諸経費の納入が遅れる 滞納や未納がある
- 授業参観や保護者面談を欠席する

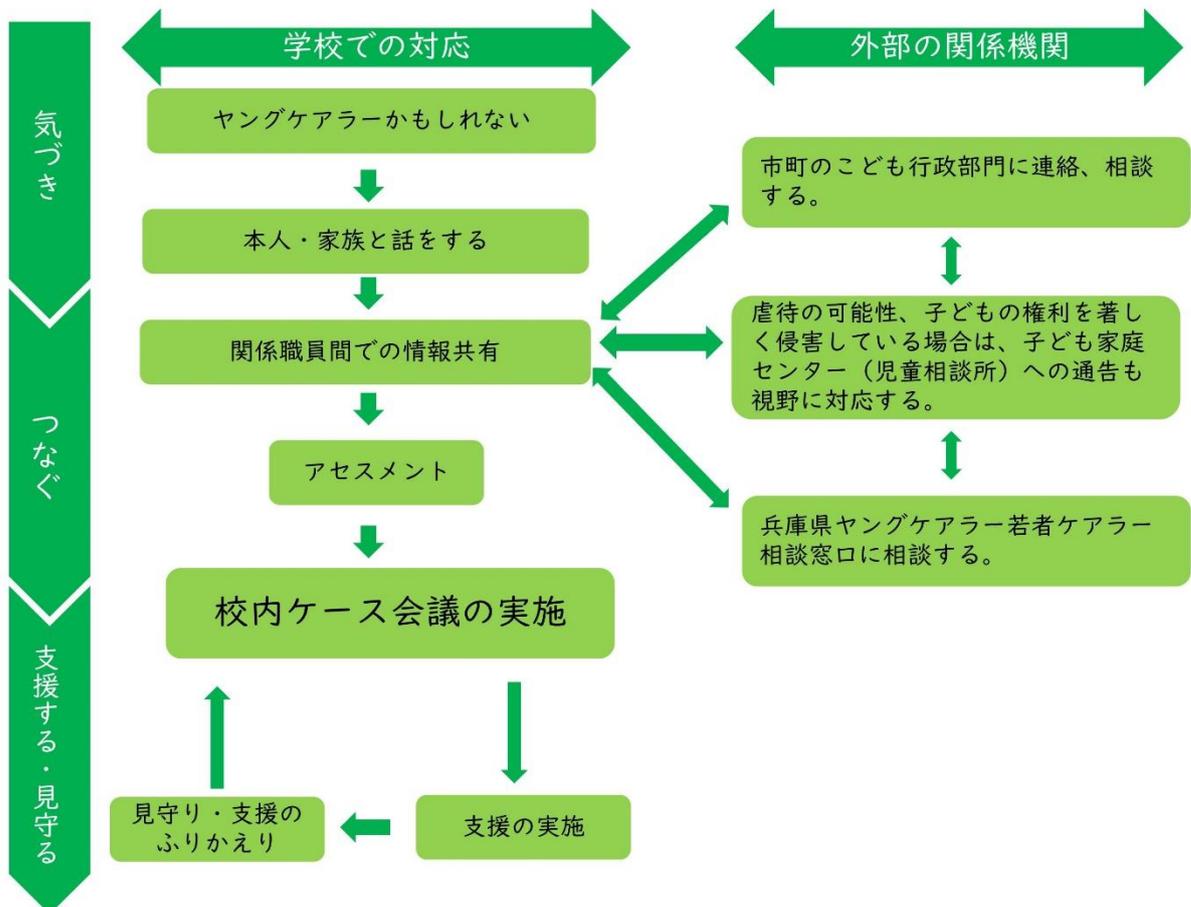
出典：巻末参考文献3（東京都）

子どもたちの SOS を見逃さないためのポイント！

- ① SOS は受けとめてくれる相手がいるからこそ出せる
- ② 学校及び先生が安心安全な存在だと認めてもらう事が大切

2 学校現場におけるヤングケアラーの支援フロー

図表 19：学校現場におけるヤングケアラーの支援フロー



【支援フローのポイント】

●気づき

- ・気づきのポイントを参考に児童、生徒の様子を気にかけて下さい。家庭訪問や、保護者の来校時の様子なども気づききっかけになるかもしれません。
- ・子どもたちの様子で、気になった時はひとりで抱え込まず、校内で相談し、学校関係者で適切な役割を決め、状況を把握することも大切です。
- ・本人、家族と話をするのが難しい場合でも、関係機関との情報共有を行う事が大切です。

●つなぐ

- ・管理職、学年主任、養護教諭、SC、SSWは、ヤングケアラーかもと気づいた教員の話を受けとめ、学校内での対応の可否を検討し、教員に対し、今後の対応について話をして下さい。学校内での対応となる場合でも、市町の子ども行政部門に連絡することが望ましいです。

●支援する・見守る

- ・校内ケース会議、関係機関とのケース会議においては、有効な支援策を検討できるよう正確なアセスメント（状況把握）を心がけます。
会議で、様子観察となった場合でも、児童生徒の学校での様子を気に向け、話を聞いてほしい様子があれば、話を聞いて対応してください。相談しやすい環境、雰囲気が大切です。また変化があれば、関係教職員との情報共有を心がけてください。

小・中学生のヤングケアラーの特徴

- ① 学習、学校行事、部活動などの経験が不足しがち。
- ② 経験不足が学力の低下、友人関係の希薄化、社会性の低下を招く。
- ③ 部活動や習い事などにつながりにくく、居場所が少ない。
- ④ 遅刻、欠席、不登校に表れることがあり、怠惰と誤解されがち。
- ⑤ 自分の家庭と一般的な家庭との違いがわからず、自分がケアラーだという認識がないことが多い。
- ⑥ 家庭のことを、外で話してはいけないと思っている。

小・中学校での支援のポイント

- ①教員、SC、SSW が連携し、チームで対応する。
- ②早い段階で、市町の子ども行政部門などに相談する。
- ③ケース会議は1度で終わらない。ケース会議→支援の実施→ふりかえりを繰り返す。
- ④ケース会議では、子どもの困り感に対して何ができるのかを検討し、学校と関係機関で役割分担を行う。
- ⑤ケース会議で様子観察と判断した場合でも、気になることがあればすぐに相談、対応できる体制を作っておく。

高校生のヤングケアラーの特徴

- ①自己肯定感の低さ、社会経験の少なさから SOS の出し方がわからない。
- ②日常生活、学校生活で無気力感に陥りやすい。
- ③無気力感から自分の人生のライフデザインを描きにくく、進路に影響を及ぼす。
- ④自分の家庭のしんどさを自覚するようになる。
- ⑤学習環境が整わず、単位を落としやすく、中退につながることもある。
- ⑥バイトで家計を助ける負担がプラスされることがある。

高校での支援のポイント

- ①教員、SC、SSW が連携し、チームで対応する。学校に SSW が配置されていない場合は、各地域の教育事務所の SSW を活用する。
- ②18歳になると、支援策が少なくなりがち。そのため、早い段階で、市町の子ども行政部門などに相談することが重要。
- ③高校生になると自分の困り感を表現する力がついてくる。そのため、ケアラー本人の話を聞く環境を整え、本人の意向を出来る限り確認する。
- ④ケース会議は1度で終わらない。ケース会議→支援の実施→ふりかえりを繰り返す。
- ⑤進路指導を行う場合、本人の意向、家庭の状況等を確認しながら、関係機関と連携して行っていく。
- ⑥卒業後、また中退後にサポートができる機関を見つけておく。

第7章 若者ケアラーへの支援

1 若者ケアラーの特徴

本ガイドブックにおける「ヤングケアラー」の対象世代について、広義には子ども・若者双方のケアラーを含みますが、狭義の「ヤングケアラー」は18歳未満のケアラーを指し、18歳から概ね30歳代までのケアラーを「若者ケアラー」と呼んでいます。小中高校時代からケアを続けているケースもあれば、若者になってから家族の状況の変化によりケアラーとなるケースもあります。

若者ケアラーは、18歳未満のヤングケアラーとほぼ同じ内容の家事やケアを担うものの、成人であるという点で、それ以上の責任を背負うケースもあります。

一方、子どもではないけれど、通常の大人のケアラーと同じサポートで事足りるかと言うと、そうでもありません。この年代は、自身の人生を左右する進学・就職・キャリア形成・結婚・出産など重要なライフイベントを迎える時期ですが、それが家族のケアを担うことにより多大な影響を受ける可能性があることが大きな問題です。

また、小中高校時代からケアを続けているケースの場合、家族のケアが日常化しているため、支援を求める（求めても良い）と思いつらい場合もありますし、友人からの誘いを断ることが常態化していることや同世代の人と話が合わないなどの理由から、友人関係が希薄化し孤立感を深めているケースもあります。

そうした若い世代特有の課題を踏まえて支援を考える必要があります。

2 18歳を超えたヤングケアラーへの継続的支援

18歳未満のヤングケアラー本人への支援は市町こども家庭センターなどが中心となることが想定されますが、18歳を超えても支援が必要なケースもあります。

18歳の壁を打破するため、庁内での引き継ぎ先＝若者ケアラー支援担当を設定しておき、切れ目なく本人及び家族への支援を継続することが大切です。

3 若者ケアラーと就職

若者ケアラーは、子ども時代からの長年に渡る家族のケアから就職の機会を逃してしまったり、ケアにあてる時間を確保するために正規職員ではなく非正規・短時間の仕事を選ばざるを得ないことがあります。

そうした場合、家族への福祉サービスの調整、本人の精神的負担へのフォロー、職場の介護休暇制度の活用、資格取得のサポートなど、若者ケアラー自身の安定した将来設計が出来るよう、多方面からの支援が望まれます。家族のケアが若者ケアラーの家庭内の役割となっていることもあり、「今まで通り自分がする」と意思表示されることもあります。「自分がやるので大丈夫です」と言われてしまうと、それ以上の働きかけは難しくなりますが、ケアラー本人の心も揺らぎますので、粘り強く、継続的に関わっていくことが必要です。

ハローワークでは若者を対象とした多様な就労支援のコーナーがあり、新卒だけではなく、転職や就労準備のほかメンタル面のサポートも実施されていますので、必要に応じて活用してください。

<参考：奨学金情報検索サービス Canpass（運営：一般財団法人あしなが育英会）>

様々な進学希望を実現させる奨学金を、自分に即した「キーワード」や、進路に合った「条件」から自由に検索することができるサイトです。

志望大学独自の奨学金や自治体・民間団体の奨学金など、全国 5,000 件以上の奨学金情報から、自身の条件（地域、学校の種類、専攻分野等）で探せます。

<https://canpass.ashinaga.org/>

4 子ども・若者支援地域協議会等の設置

若者ケアラーの支援にあたっては、市町において、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」や「子ども・若者総合相談センター」の設置が求められています。

設置状況、運営指針、アドバイザー派遣等については、下記を参考にしてください。

○こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/youth/kyougikai-soudancenter>

5 兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口

兵庫県内のヤングケアラーや若者ケアラー、その家族や支援者等から電話・メール・LINE で相談に応じています。

前述の通り、若者ケアラーは友人関係の希薄化から孤立している傾向にあります。人とのスムーズな関わり方が苦手というケースもありますが、対面や電話では話づらいことも、LINE であれば時間を気にせず発信できるという場合も少なくありません。対面や電話だからこわかる情報もあり、LINE が必ず良いということではありませんが、「相談する」ハードルを下げる一助にはなっていますので、「まずは LINE で相談してみませんか？」と県相談窓口をご紹介ください。

そして、県相談窓口と市町との密な連携により、若者ケアラーを支援の輪から取りこぼすことがないようサポートしていきましょう。

第8章 付録

Ⅰ 各機関の機能と役割（東京都）

ヤングケアラーやその家族への主な支援制度・サービスの例

ヤングケアラーの負担軽減のために、様々な機関により本人や家族を対象とした支援・サービスが行われています。

以下に例を紹介しますので、利用したいサービスがあれば、各市町における実施状況をご確認ください。

図表 20:ヤングケアラー等へのサービス例

ケース例	制度・サービス名
ヤングケアラー本人の息抜き	<ul style="list-style-type: none"> ・居場所の提供 (こども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等) ・ケア対象者のレスパイト入院 ・ヤングケアラーのレスパイトを目的とした一時的な保護対応 ・子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ) (本人利用等)
ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー同士のピアサポート ・家族会(障害等により様々に存在) ・オンラインサロン
ヤングケアラー本人への心身のケアが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談・カウンセリング (保健所、精神保健福祉センター、わかものハローワーク等) ・養護教諭、学校医による相談対応 ・医療サービス
多子世帯でヤングケアラーが幼い兄弟の世話をしている	<ul style="list-style-type: none"> ・養育支援訪問サービス (未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導等) ・ファミリー・サポート・センターの利用 (発達障害のあるきょうだいの登校支援等) ・保育所の利用調整 ・放課後児童クラブ・児童館の利用調整 ・乳児の一時預かり<保育所等> ・子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ) (幼いきょうだいの利用等)
学習支援が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・学校(学校と地域が連携して行う活動を含む)、社会福祉協議会、家庭児童相談室による支援 ・教育支援センターやフリースクールの利用 ・生活困窮世帯やひとり親家庭のこどもの学習支援 ・進路相談
人生設計を一緒に考える大人が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリング ・児童家庭支援センターへの相談 ・ヤングケアラー同士のピアサポート(年上の世代との交流) ・学校の担任教諭やスクールソーシャルワーカーへの相談

ヤングケアラーのケア対象者が高齢者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス等 (在宅サービス(ヘルパー、ショートステイ利用等)、施設入所等)
ヤングケアラーのケア対象者又は本人が障害者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等 (居宅介護(家事援助を含む)の利用、通所事業所、施設入所等) ・訪問看護(精神障害等で医療的支援を必要とする場合) ・自立支援医療
ヤングケアラーのケア対象者又は本人に医療的ケアが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護を含む医療サービス ・通院サポート ・レスパイトケアを目的としたショートステイ
経済的支援(経済的自立)が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給 ・生活困窮者自立支援機関の支援制度(経済面、居住確保)の活用 ・自治体の補助金や助成制度の活用 ・社会福祉協議会の生活福祉資金の借受 ・教育委員会の就学援助制度の活用 ・奨学金の活用 ・就労支援(家族から本人の自立、親の就労支援等) ・障害年金受給 ・傷病手当金受給
ヤングケアラーのケア対象者に日本語通訳が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・行政等の通訳サービス ・外国語による情報発信 ・翻訳ツールの提供
ヤングケアラーのケア対象者に手話通訳が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・行政等の手話通訳派遣サービス ・聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供
生活環境を一新する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・里親委託 ・成年後見人手続きの実施 ・女性相談支援センター ・民間シェルター
若者ケアラー特有の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援 (若者サポートステーション、ハローワーク等) ・青少年への支援 (ひきこもり相談支援センター等) ・メンタルヘルス相談・カウンセリング (保健所、精神保健福祉センター、わかものハローワーク等) ・子ども・若者育成支援推進法に基づく支援 (子ども・若者総合相談センター、子ども若者支援地域協議会等)

※富山県ヤングケアラー支援ガイドラインを参考に作成

2 アセスメントシート:ヤングケアラーの早期発見

図表 21:アセスメントチェックシート

<p>「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート</p> <p>各自治体等で適宜加工しながらご自由にお使いください</p>	<p>0. 子ども本人の基本情報</p> <p>性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>年齢 () 歳</p> <p>要対協登録 種別</p>	<p>初回作成日 年 月 日</p> <p>最終更新日</p>	<p>ヤングケアラーとは 「本人が担当と想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」のことをいいます。</p>
<p>1. 本来守られるべき子どもの権利が守られているか → 子どもと関わりのある第三者が、ヤングケアラーの可能性のある子どもを支援するために</p>			
<p>① 健康に生きる権利</p> <p><input type="checkbox"/> 必要な病院・通院・受診できない、服薬できていない ★</p> <p><input type="checkbox"/> 精神的な不安定さがある ★</p> <p><input type="checkbox"/> 給食時に適食傾向がみられる (何度もおかわりをす) ★</p> <p>(その他の気になる点)</p> <p><input type="checkbox"/> 表情が乏しい</p> <p><input type="checkbox"/> 家族に對する不安や悩みを口にしている</p> <p><input type="checkbox"/> 将来に對する不安や悩みを口にしている</p> <p><input type="checkbox"/> 極端に寝ている、寝せてきた</p> <p><input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた</p> <p><input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない</p> <p><input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い (季節に合わない服装をしている)</p> <p><input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない</p> <p><input type="checkbox"/> 虫歯が多い</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>② 教育を受ける権利</p> <p><input type="checkbox"/> 欠席が多い、不登校 ★</p> <p><input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い ★</p> <p><input type="checkbox"/> 保護室で過ごしていることが多い ★</p> <p><input type="checkbox"/> 学校に行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある★</p> <p>(その他の気になる点)</p> <p><input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りしていることが多い</p> <p><input type="checkbox"/> 学力が低下している</p> <p><input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い</p> <p><input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な書類等の提出遅れや提出忘れが多い</p> <p><input type="checkbox"/> 学校 (即活含む) に必要なものを用意してもらえない</p> <p><input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買ったパンやおにぎりを持つてくることが多い</p> <p><input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い</p> <p><input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する</p> <p><input type="checkbox"/> 校納金が遅れる、未払い</p> <p><input type="checkbox"/> クラスメイトのかかわりが薄い、ひどいことが多い</p> <p><input type="checkbox"/> 高校に在籍していない</p>	<p>③ 子どもらしく過ごせる権利</p> <p><input type="checkbox"/> 幼稚園や保育園に通園していない ★</p> <p><input type="checkbox"/> 生活のために (家庭の事情により) 就職している ★</p> <p><input type="checkbox"/> 生活のために (家庭の事情により) アルバイトをしている ★</p> <p><input type="checkbox"/> 家族の介助をしている姿を見かけることがある ★</p> <p><input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしていない姿を見かけることがある ★</p> <p><input type="checkbox"/> 幼いようだという迷いをしている姿を見かける ★</p> <p>(その他の気になる点)</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける</p> <p><input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い</p> <p><input type="checkbox"/> 子どもと遊んでいる姿をあまり見かけない</p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	
<p>2. 家族の状況 → 「ヤングケアラー」への対応</p>			
<p>① 家族構成 (同居している家族)</p> <p><input type="checkbox"/> 母親</p> <p><input type="checkbox"/> 父親</p> <p><input type="checkbox"/> 祖母</p> <p><input type="checkbox"/> 祖父</p> <p><input type="checkbox"/> きょうだい () 人 <input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<p>② サポートが必要な家族の病態とその状況</p> <p><input type="checkbox"/> 特になし</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢</p> <p><input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い</p> <p><input type="checkbox"/> 障害がある</p> <p><input type="checkbox"/> 親が多忙</p> <p><input type="checkbox"/> 経済的に苦しい</p> <p><input type="checkbox"/> 疾病がある</p> <p><input type="checkbox"/> 精神的な(疑い含む)がある</p> <p><input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い</p> <p><input type="checkbox"/> 日本語が不自由</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<p>③ 子どもが行っている家族等へのサポートの内容</p> <p><input type="checkbox"/> 特になし</p> <p><input type="checkbox"/> 身体的な介護</p> <p><input type="checkbox"/> 生活費の援助</p> <p><input type="checkbox"/> 情緒的な支援※</p> <p><input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行</p> <p><input type="checkbox"/> きょうだいの世話</p> <p><input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き</p> <p><input type="checkbox"/> 家事</p> <p><input type="checkbox"/> 服薬管理・投与</p> <p><input type="checkbox"/> 通訳 (日本語・手話)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	
<p>3. ヤングケアラーである子どもの状況 → サポートの要否を判断</p>			
<p>① 子どもがサポートしている相手</p> <p><input type="checkbox"/> 母親</p> <p><input type="checkbox"/> 父親</p> <p><input type="checkbox"/> 祖母</p> <p><input type="checkbox"/> 祖父</p> <p><input type="checkbox"/> きょうだい</p> <p><input type="checkbox"/> 家族全体</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>	<p>② 子ども自身がサポートに費やしている時間</p> <p>1日</p> <p>時間程度</p>	<p>③ 家族内に子ども以外にサポートする人がいるか</p> <p><input type="checkbox"/> いる</p> <p><input type="checkbox"/> いない</p> <p>→ 誰か:</p>	
<p>4. 子ども本人の意向や意向 → 子ども自身がどう思っているかの確認</p>			
<p>① 子ども自身が「ヤングケアラー」であることを認識しているか</p> <p><input type="checkbox"/> 認識している</p> <p><input type="checkbox"/> 認識していない</p>	<p>② 家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか</p> <p><input type="checkbox"/> 話せている</p> <p><input type="checkbox"/> 話せていない</p> <p>→ 誰に:</p>	<p>③ 子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか</p> <p><input type="checkbox"/> いる</p> <p><input type="checkbox"/> いない</p> <p>→ 誰か:</p>	
<p>④ 子ども本人がどうしたいと思っているか (思い・希望)</p>			

※ 情緒的な支援とは、精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大に負担にあることなどを指します

3 会議での支援方針の検討:支援検討シート【様式例】

図表 22:支援検討シート

支援検討シート

開催日時 _____ 作成日 _____
 開催回数 第__回 _____ 作成者 _____
 開催場所 _____

情報共有に関する本人同意 有 ・ 一部有 (範囲 _____) ・ 無 【 年 月 日時点】 _____

1 基本情報

フリガナ		管理番号
氏名※	(性別)	
生年月日・年齢	(S/H/R) 年 月 日 (歳)	

※本人同意が取れていない段階ではイニシャル表記

2 会議出席機関・出席者 (会議招集機関に◎)

子供家庭支援センター・児童福祉		教育委員会	
児童相談所		学校	
地域包括支援センター・高齢者福祉		医療機関・訪問看護	
特定相談支援事業所他・障害福祉		社会福祉協議会	
生活福祉 (福祉事務所等) ・自立相談支援機関		民間支援団体 (団体名も記載)	
保健所・保健センター		その他	

3 本人家族の認識・困りごと・支援を受けることへの意向、やりたいこと等の希望課題・ニーズ

本人の意向	(食事、睡眠等に関すること) (学業に関すること) (進路に関すること) (遊び、やりたいことなどに関すること)
ケアを必要とする家族や家庭の状況・意向	
保護者の意向 (ケアの相手が保護者以外の家族の場合)	

4 対応方針

必要と思われる支援内容・支援方針	
対応方針・対応結果	<input type="checkbox"/> 地域の民間支援団体等の紹介、情報提供の実施 <input type="checkbox"/> 他の制度や支援機関につなぐ <input type="checkbox"/> 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 関係機関で見守り実施 <input type="checkbox"/> 連絡が取れない等により対応が進んでいない その他【 _____ 】
本人の支援	
家庭の支援	

<p>エコマップ（地域や周囲との関係図）</p>	
<p>その他</p>	<p>（家族の入退院予定、ライフイベントなどの注意すべき事象その他）</p>

支援には多様な機関が関わるが多いため、エコマップ等で整理をすると役割や関係性を把握しやすいです。

出典：巻末参考文献3（東京都）

4 支援計画書: 支援会議の結果を関係者間で整理・共有

※ 原則として本人同意をもらうことが望ましいが、同意が取れていなくても支援できるようにしてください。

図表 23: 支援計画書

支援計画書

ステータス (選択) : 【初回、変更 (第 回)、終了】 作成日 _____
作成者 _____

1 基本情報

フリガナ		初回相談日	
氏名	(性別)	支援検討シート作成日	
生年月日・年齢	(S/H/R) 年 月 日 (歳)	ケアをしている相手	
居住地	〒	はじめに気付いた機関	

2 総合的な支援方針・目標 グレー部分はフェイスシートから自動転記

総合的な方針	
長期目標	
短期目標	

3 具体的な支援の計画 ※行政サービス、地域・民間サービス含め記載

①ヤングケアラー本人の支援

目標	支援のポイント	支援内容	頻度・期間	実施機関・社会資源	該当事業・サービス

②家庭支援

目標	支援のポイント	支援内容	頻度・期間	実施機関・社会資源	該当事業・サービス

4 支援を行う上での課題や留意点

5 支援計画の見直し 6 本人への説明状況

次回検討時期		本人への説明 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 説明者 (_____) 本人同意 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 同意日 (_____)
--------	--	--

出典: 巻末参考文献3(東京都)

5 各市町における相談窓口の連絡先(書込式)

日頃から関係機関を把握し、ヤングケアラーに気付いた・相談があった際に、すぐに動けるよう、連絡先を書き込む・別紙でリストを作成する等して使用ください。

図表 24:相談窓口の連絡先

相談窓口		ケア相手の状況(主なものに○)							
部局・課・機関名 ※()内は例	所在地・ 電話・ メール等	高齢・ 要介護	障害	病気や 難病	精神疾患・ 依存症	日本語が 母語でない	生活困窮等	え、兄弟姉妹が 幼い 家族の障害等 等に加	その他
(児童福祉、こども家庭センター)		○	○	○	○	○	○	○	○
(教育委員会 (学校での様子把握のため))		○	○	○	○	○	○	○	○
(高齢者福祉、介護保険、 地域包括支援センター)		○		○					
(障害福祉、障害者相談支援窓口)			○	○	○			○	
(保健所・保健センター)				○	○		○	○	
(生活福祉、健康福祉事務所、 自立相談支援機関)							○		
(医療機関・訪問看護)				○	○				
(多文化共生窓口)						○			
(青少年、就労、ハローワーク (若者ケアラーへの対応))		○	○	○	○	○	○	○	○

※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

6 各市町における地域の民間支援団体等（ピアサポート・居場所支援等）（書込式）

地域の民間支援団体等についても日頃から把握及び関係性構築に努め、連絡先を書き込む・別紙でリストを作成する等して使用ください。

図表 25: 民間支援団体の一覧

支援内容	事業者・関係者 ※（ ）内は例	地域・地区・ 活動日等	電話・メール
当事者の交流、 ケアの相談	(ピアサポートサロン等)		
学習支援	(学校、社会福祉協議会、 こどもの学習・生活支援事業等)		
家事支援	(社会福祉協議会、民間団体等)		
養育支援	(社会福祉協議会、民間団体等)		
食事支援	(社会福祉協議会、民間団体等)		
食事、居場所	(子供食堂等)		
遊び・居場所	(児童館)		
放課後支援	(学童、放課後デイサービス等)		
見守り	(民生児童委員、自町内会等)		
保護者支援・ 親子支援	(女性相談センター等)		
青少年支援	(民間団体、ひきこもり相談支援センター等)		
就労支援	(民間団体、若者サポートステーション等)		

※東京都ヤングケアラー支援マニュアルを参考に作成

7 ジェノグラムとエコマップの作成方法と使用例

個別ケースの家族構成や社会資源との関わりを視覚的に理解しやすい方法として、ジェノグラム（家族関係図）とエコマップ（社会関係図）があります。どちらも記号等に一定のルールがあるため、関係機関との情報共有や共通理解を得やすくなるとともに、不足している支援等にも気づきやすくなります。

1) ジェノグラムの書き方

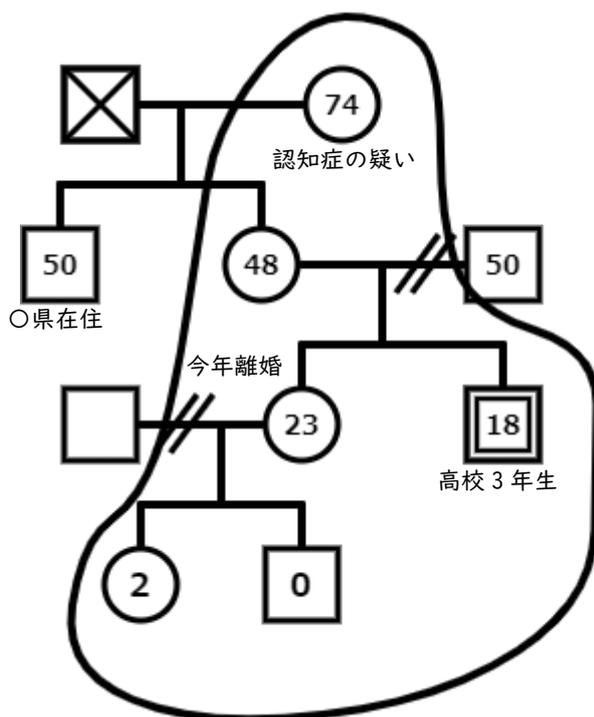
・男性は□、女性は○、性別不明な場合は△で表記し、本人（＝ヤングケアラー）は二重線にします。年齢がわかっている場合は記号内に数字を入れます。亡くなっている場合は、記号に×を入れるor塗りつぶして表します。



・婚姻関係は横実線でつなぎ、離婚は横線の間を 2 本の斜線を入れます。別居の場合は 1 本の斜線を入れ、同棲・内縁関係の場合は点線 or 波線で結びます。



・子どもは出生順に左から配置し、同居している家族は実線 or 点線で囲んで表します。



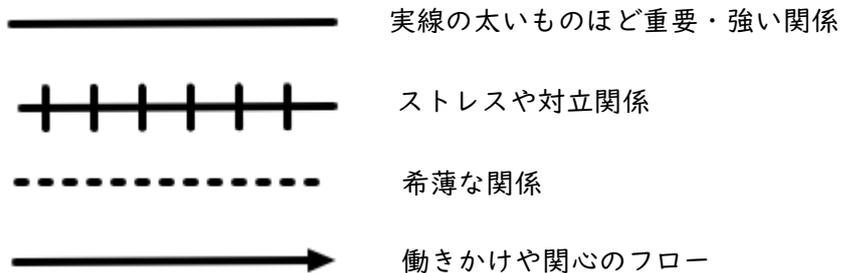
上記の内容を踏まえ、複雑な家族関係をジェノグラムにすると左記のように表すことができます。

また、記号に補足を入れることで状況がより理解やすくなったり、確認しなければならない点が導きやすくなったりします。

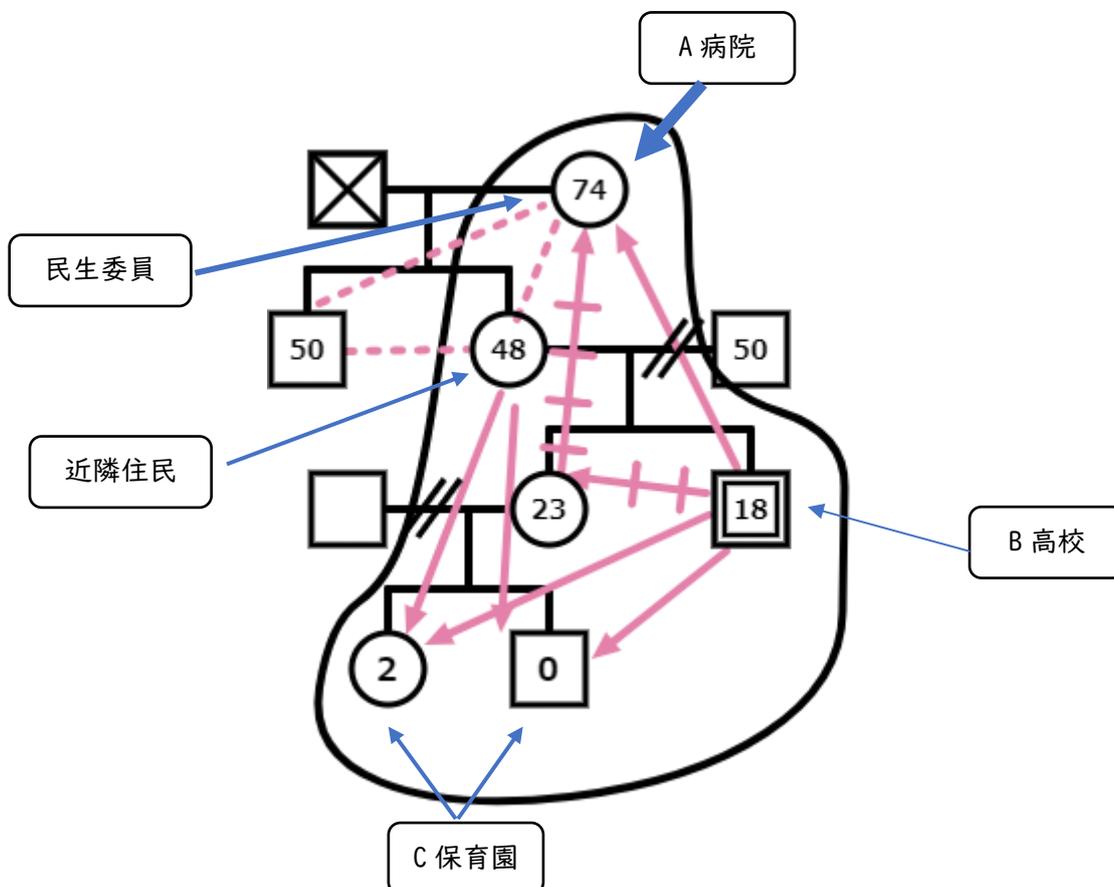
例えば、左記のジェノグラムであれば、「ケアラー本人は祖母の見守りや姪・甥の世話をしている?」「祖母は何もサービスを受けていない?」「一家の収入減は母親の就労?祖母の年金?」「姉は就労している?」「姪や甥は保育園に通っている?」などのように、視覚的に家庭状況の推測や不足していると思われる支援などに気づきやすくなります。

2) エコマップの書き方

それぞれの関係性や結びつきの強弱を下記のように表します。



上記の内容を踏まえ、先ほどのジェノグラムに関係性を加えて下記のように表すことができます。



ジェノグラムだけでは不明だった家族間の関係性や家族を取り巻く社会資源（フォーマル・インフォーマルともに）の関わりが視覚的に理解できるようになります。

ケアラーは祖母と姪・甥に関わりを持ちつつ、姉に対してストレスを感じてる、姉は祖母にストレスを感じており、母親は祖母や伯父との関わりが薄いものの姪・甥には関わりを持っているということがわかります。また、祖母は病院との繋がりが強いが認知症専門の病院に受診しているわけではない、民生委員も強く関わってくれている、近隣住民も母親に気をかけ、姪・甥は保育園に通っていることも視覚的に理解できるようになります。

第9章 支援事例

1 支援拒否家庭への市町職員の関わり—配食支援を活用した関係形成—

1. ヤングケアラー本人

小学校高学年女子(以下、「本人」と記載)

2. 家族構成

母親、本人、弟(小学生低学年：長男)、妹(こども園：二女)、弟(こども園：二男)

3. ケアを要する家族の状況

母親(精神疾患)

4. ヤングケアラーがしていたケアの内容

幼いきょうだいの身の回りの世話

5. 関係機関

児童相談所、こども家庭センター(市)、小学校、こども園、市町社会福祉担当課

6. 本家庭の状況

本家庭は前夫からのDV(面前DV含む)を契機に離婚し当市へ転入した。転入の際、前市の子育て支援課からの申し送りがあり、当市でも引き続き支援を継続する方針であった。本家族は、頼れる親族がなく、母子父子自立支援員や家庭児童相談員が訪問をしていたが支援への拒否傾向がみられた。しかし転入1か月が経過しても、本家庭との接点を持つことができずにいた。

7. 気づきの経緯

小学校から、本人が家族分の食事の用意や弟妹の登園準備をしている、さらに本人や長男の欠席が増えていると情報提供があった。当該ケースがヤングケアラーに該当するのか、要対協事務局より県ヤングケアラー相談窓口へ相談した。本人の家事負担軽減に加え、母との関係構築の手立てとして県の配食支援事業(以下、「配食」という。)の情報を得た。

8. 支援の内容

家庭児童相談員が本家庭へ訪問するも居留守を使われたため、配食の紹介を手紙に記載し投函した。翌日、母よりサービスを希望の電話があり、利用にあたっての面談の約束も快諾をえた。子どもたちの状況や母の状況を聞き取り、市のひとり親世帯向けサービス等も説明した。

本家庭が配食を受けている間、毎月1回連絡を入れ、家庭の状況を聞き取るようにした。母の仕事が決まらず生活が安定しなかったことについては、就労支援を受け有期雇用契約の事務職に就くことになった。また、学校と連携し、本人の意向を聞き取り、母同席の支援会議も開催した。母が利用できる行政サービス内容の説明も改めて行い、本家庭を支えていく上で必要な連携として、学校と行政が情報提供を行い見守っていくことの同意を得た。

9. 支援のモニタリング

支援会議後も母の体調は安定しており、仕事も継続している。本人と長男は放課後児童クラブ

に通うようになり、家庭学習が定着しつつある。学校から長期休暇中に個別学習をする提案があり、子どもたちも希望したため週1回の通学を行い、遅れていた学習を取り戻して新学期を迎えることができた。また、配食終了時には母より感謝の言葉が聞かれた。

直近の支援会議では、今後も当面の間は定期的な家庭訪問と支援機関との情報共有を継続し、本家庭の見守りを継続する方針を決定した。

10. 連携した支援の内容

- ・前市からの引継ぎを受け、転入後早期から、関係機関との情報共有を行った。
- ・学校からの情報でヤングケアラーの疑いが見られたが、判断に迷ったため県ヤングケアラー相談窓口へ意見を仰いだ。

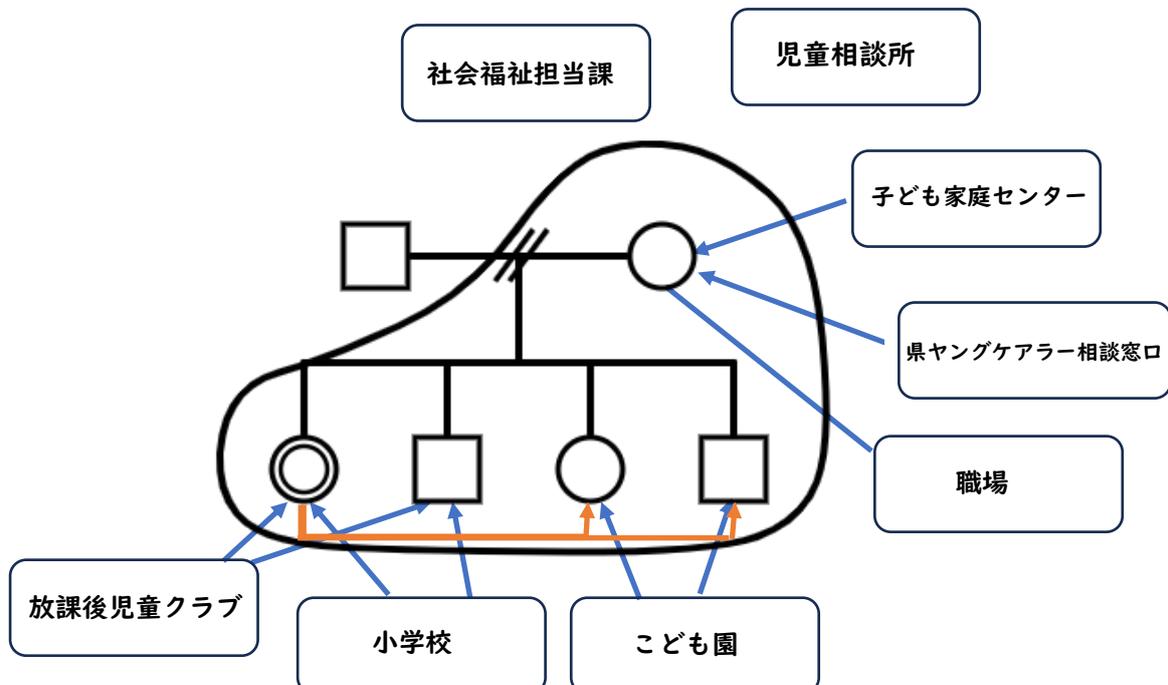
11. 連携の工夫

- ・支援会議の場で、学校と市の情報共有について母から同意を得ることで、経過の共有や市から母へアプローチするハードルを下げることができた。
- ・母とのやり取りについて県ヤングケアラー相談窓口と共有し、市や学校が聞き取っている内容と乖離がないかの確認を行った。

12. その他

- ・配食終了時には、配食のアンケートを作ったり、子どもたちから直接味の感想を聞く機会を作るなどして、面談の機会を設けた。
- ・行政と学校との役割分担を行い、学校には身近な相談者として必要な情報提供や相談に今後も乗ってもらうこととした。

支援介入後のエコマップ



2 外国籍のひとり親家庭への市町職員の関わり

1. ヤングケアラー本人

中学校高学年男子(以下、「本人」と記載)

2. 家族構成

母親(外国籍)、本人、妹(こども園)、

3. ケアを要する家族の状況

母親(外国籍)

4. ヤングケアラーがしていたケアの内容

姉や父方親族との関係で悩む母のメンタルケア

5. 関係機関

児童相談所、こども家庭センター(市)、中学校、こども園、家計改善事業者(市委託)、社会福祉協議会

6. 経緯

第2子(妹)の妊娠が発覚時に出産するかで悩んでいると相談があり、保健師と家庭児童相談員で家庭訪問等を行い、母の精神的なフォローをしてきた。妹を出産後、父方親族との関係について相談を受け、引き続き定期的な面談等の支援を行っていた。

母は父方親族との関係構築に困難さを抱えながらも結婚生活を継続してきた。しかし、母が投資詐欺に合い、数百万円をだまし取られたときに父方親族に頼ったが、助けてもらえなかったことを契機に離婚を決断し、母子家庭となる。

妹は登園拒否であった。賃貸アパートでは子どもたちに必要な個別スペースや安全基地を確保することができず、姉妹にとって安心できる環境を整えることができずにいた。さらに、母は日本語での会話がぎこちなく、周囲の人々とのコミュニケーションを取ることが困難であった。状況の改善が難しい中で、本人が家族内の通訳や地域住民との仲介役、さらには母のメンタルケアを担っていた。

離婚を機に、母が手続きや金銭管理が苦手であることが発覚し、手続きには家庭児童相談員が同席や代筆等の支援を行い、金銭管理については家計改善支援事業の相談員が対応するなど、母への支援を行った。面会時には本人が同席することも多かったため、社会福祉士や臨床心理士が本人から話を聞く機会を作り、家庭内での役割を労いながら本人フォローを行った。

7. 連携した支援の内容

母が投資詐欺に合った際に、要支援児童として本人含めた3人を要対協の管理ケースに受理。児童相談所とケース会議を頻回に行った。

支援経過で母が金銭管理を適切に行えないことが発覚したため、家計改善事業へ繋いだ。

8. 連携の工夫

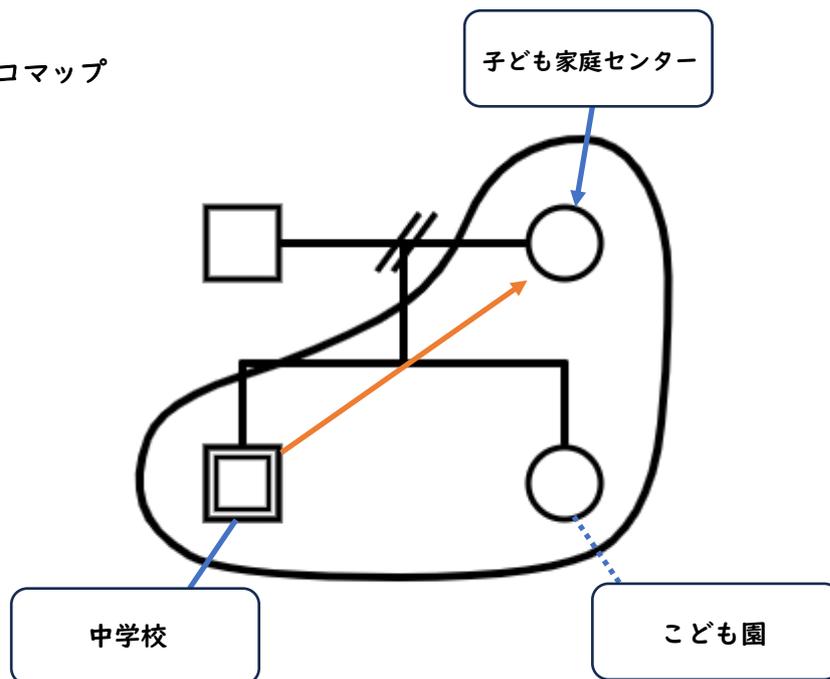
- ・母から家庭児童相談員へ連絡がある度に、母に寄り添い、聞き取った情報等について母からの同意のもと、関係機関へ共有を行った。
- ・子どもたちの進学や就学に向けて動く際には要対協の個別支援会議を開催し、関係機関との情

報共有と支援方針の確認を行った。

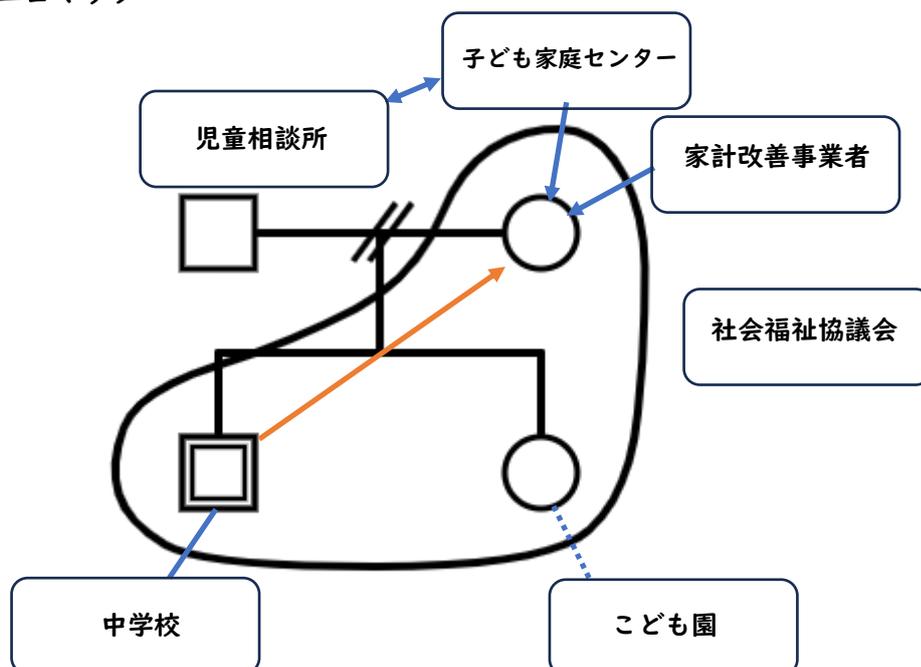
9. 今後の支援課題

- ・ 現在も母の金銭管理に課題があり、家計が自転車操業の状態である。今後、安定した収入を得るために転職活動の支援も行いたい。
- ・ 家庭内での本人の役割について「よく頑張っている」と肯定的に伝えてきたため、妹の就学や母の就労についても意見を述べるようになってきている。母が本人の意見を鵜呑みにして動いてしまうため、親として責任をもって自己決定できるよう、関係機関からの提案や声掛けが必要と考える。また、本人の意見は尊重しつつ、母が親として決定することについて理解を促すことが必要であると考えます。

支援介入前のエコマップ



支援介入後のエコマップ



4 パワーレス状態の若者ケアラーへの継続的な県相談窓口の関わり

1. 家族構成

- ・父親 脳梗塞の後遺症あり アルコール依存症の疑い（診断なし）
- ・母親 61歳 介護保険の特定疾患の認定を受け要介護Ⅰ
- ・相談者 32歳 介護疲れにより1年前に退職
- ・きょうだい 別居 相談者との関係性はあまりよくない様子

2. 相談内容

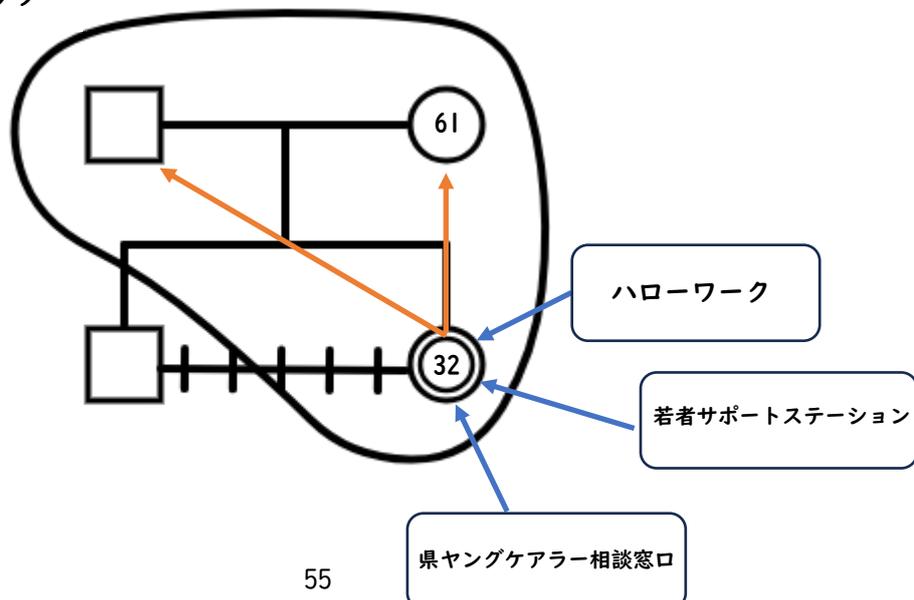
- ・相談者がハローワークに相談し、若者サポートステーションに紹介され、そこから県ヤングケアラー相談窓口につながった。
- ・仕事をしながらの介護を頑張っていたが、疲労蓄積からうつ状態となり退職した。
- ・惣菜などを買うこともあるが、経済的な問題などから基本的には自炊をしている。
- ・きょうだいは1名いるが、以前からきょうだいを嫌っていて仲が悪く、頼ることができない。
- ・父親は家事や介護をすることもあるが、言動全般的に荒いく、見ていて心配。任せられないという思いもある。お酒を飲むと暴言を吐くのも辛い。
- ・母親の介護、日々の家事、父親の暴言等に心身ともに疲れてしまっているののでひとまず家事負担軽減のために配食支援を利用したい。

3. 対応と経過

配食支援を開始するとともに、継続的にLINEメッセージを通じて相談に応じた。介護疲れを感じてはいるものの、他に頼れる人がいないので自分が母親の介護をしないといけないという思いが強く、母親の介護や世話自体は嫌ではなく、今後も続けていきたいとのこと。

相談者は若者サポートステーションでも自分の思いや状況などを話すことができおり、「母親の介護を担う」ということと「相談者の心身の状態」を理解してくれる就労先を紹介してもらい、就労している。就労先での不安、家族間のトラブルなども折に触れてLINEメッセージで伝えてくれている。時間外であっても「こんなことがあった」とLINEメッセージで連絡がもらえるので、不安や苦しみを一人で抱え込まず、思いなどを吐き出すツールとして県ヤングケアラー相談窓口を利用してもらっている。

支援介入後のエコマップ



参考文献

1. こども家庭庁ホームページ <https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>
2. 有限責任監査法人 トーマツ
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(令和4年3月)
3. 東京都ヤングケアラー支援マニュアル(令和5年3月)
4. 文部科学省「生徒指導提要」(令和4年12月)
5. 富山県ヤングケアラー支援ガイドライン(令和6年3月)
6. ヤングケアラー支援連携支援マニュアル
～子どもが子どもらしく暮らせる【あたたかい京都】の実現をめざして～(令和4年11月)

兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー支援ガイドブック

令和6年10月発行

編集・発行

兵庫県福祉部地域福祉課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口(一般社団法人兵庫県社会福祉士会内)

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番1号
